

## ●香川県監査委員公表第16号

令和4年6月29日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年9月9日

香川県監査委員 木下典幸  
同 大西均

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

高松市 植田 真紀

高松市 渡辺 智子

#### 2 請求書の提出

令和4年6月29日

#### 3 請求の内容

（以下、令和4年6月29日付けで提出された住民監査請求書の原文の内容に即して記載する。）

##### (1) 香川県知事に対する措置請求の要旨

香川県知事が令和2年度に香川県議会の各議員に交付した政務活動費のうち、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の「否認額」欄記載の各金額の返還を請求することを怠る行為は違法なので、同金額について各議員（元・議員も含まれるが、本監査請求書では当時の呼称で「議員」としている）に対して香川県に返還するよう請求することを求める。

##### (2) 措置請求の理由

請求人らは、本県においてすべての領収書添付が義務付けられた平成25年度分以降、毎年度、住民監査請求を行っている。平成25年度分については住民訴訟の結果、2021年4月には県議23人に計約970万円の返還を命じる高松地裁判決を勝ち取った。県は控訴したものの、同年12月に控訴を取り下げ、議員らは公選法違反であるとして刑事告発された政務活動費支出分もあわせて、約2,000万円を県に返還した。その後、香川県議会には政務活動費に関する特別委員会が設置されたが、「会費制でない会合への政務活動費支出を控える」ということを決めただけで、その後、同特別委員会は全く開催されておらず、単に刑事告発を免れるためのポーズだったのではないかと見え、とさえ見える。例えば、すぐにでもできるはずの領収書類のインターネット公開さえ、できるだけ先延ばししようとしているかのようなのである。令和2年度（2020年度）分の政務活動費支出からは、意見交換会費はなくなっているが、透明度はあいかわらず低いままである。

全国都道府県議長会の会長も務めた山形県議会の元議員が、政務活動費570万円あまりをだましとったとして詐欺などの罪に問われた裁判で、6月27日、山形地裁は、懲役1年6ヵ月、執行猶予3年の有罪判決を言い渡した。他にも政務活動費を巡る不正事件が各地で起きている。このような問題が香川でも起きることのないよう、そして、政務活動費という制度への県民の信頼を損なわないためにも、厳しく監査して頂きたい。

##### イ 支出の査定基準

議員の活動は、政務活動費との関係では概念上、「政治活動」と「私的活動」に区分することができ、そのうち「政治活動」は「政務活動」と「政務活動以外の政治活動」に区分することができる。これらの活動のうちの「政務活動」にかかる、条例別表に定める使途基準

に該当するものについてのみ、政務活動費から支出することが許される。

しかしながら、議員の活動、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在していて区分できない場合が多いと考えられる。例えば、「県政報告」には一般に、県政についての広報の要素があると同時に、後援会活動、政党活動、選挙準備活動の要素もある。

従って、個々の議員の一つひとつの活動について「政務活動」と「それ以外の政治活動」の割合を定めることは困難であることを勘案し、

①当該支出に係る活動の全体が、「政務活動」に係る支出として適切と判断されるものは全額認め、

②当該支出に係る活動の全体が、「私的活動」または「政務活動以外の政治活動」に係る支出と判断されるものは、全額認めず、

③当該支出に係る活動の全体が、①、②のいずれかと断定できない支出のうち、具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で認め、それ以外のものについては按分率50%で認めるとする。

④車のリース料については、岡山市議会の政務活動費について、「個人資産形成につながる自動車リース料を政務活動費から支出することは違法」とする判決が2020年9月10日、広島高裁岡山支部において下されたため、前回より追加したものであり、全額を認めない。

#### ウ 査定の結果

上記の一般基準に基づき、香川県議会議員が令和元年度の政務活動費から支出したとして収支報告書に記載した支出について、開示された領収書等に基づいて、政務活動費からの支弁が認められるかどうかについて個別に判断した結果、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の記載の支出は、適切なものと認められない。

##### (ア) 自家用車のリース料（否認額9,936,350円）

自家用自動車のリース料については、これまでも必要以上に高級な車両をリースして多額のリース料を政務活動費から支出していることに対する批判や、「リース期間終了後または途中で、有償、無償に関わらず所有権移転しない場合に限り」としている規定の実効性への疑問が呈されてきたところである。ほとんどのすべての議員が自家用車を所有し、日常的に使用している本県では、新たに政務活動のために車をリースする必要性はない。広島高裁判決を踏まえ、本県議会の政務活動費マニュアルの早急な見直しが求められるところである。よってイ支出の査定基準④に述べた通り、自家用自動車のリース料は、23名の議員の総額9,936,350円を否認する。

##### (イ) 用途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったく分からない会派への支出（否認額6,319,186円）

これらの政務活動の中身については、収支報告書に添付された報告書では具体的な支出内容・調査内容ともに不明である。

会派への支出は、議員自身が行う支出と同一の基準によって査定し、政務活動費から支出することが適法と認められるものと認められないものとに区分する必要がある。会派が支出した用途が領収書類等からは明らかにされない場合、実際の用途が不明であるから適法な政務活動費の支出と認められず、全額を否認する。

これまでの住民監査請求結果における「議会に対する要望」で、監査委員は7年間続けて「会派に政務活動費が交付された場合は、収支報告書等の提出を求められていることと

の均衡上、「会派等の収支報告書等の提出について前向きに検討し、透明性の確保に努められたい」と要望しているにも関わらず、全く検討も改善も行われていない。

(ウ) 詳しい視察・調査・陳情要請内容の不明な旅費および研修会参加費

(否認額1,262,276円)

公費を使う以上、政務活動費を使った視察等についても、どこに行っても、どのような調査をし、どのような成果があったか、また、誰に何を陳情要請し、その結果がどうであったかについて報告することが当然求められる。例えば、高松市議会では詳しい報告書の提出が義務付けられ、収支報告書や領収書類とともに高松市議会のホームページで公開されている。香川県議会のように領収書添付用紙にメモ書きした程度のもものでは報告とは言えない。監査委員も監査結果の中で何度も県議会に要望しておられるように視察や研修に係る報告書等の提出を義務付けるべきである。

今回は、旅費だけでなく、研修内容やその成果についての報告のない研修会参加費も否認対象とした。

なお、岡野朱里子議員の高額宿泊費支出については、昨年の監査請求でも指摘したところであるが、令和2年度にも、さらにそれを上回る支出をしている。10月21日から23日に上京した際、10月21日にはハイアット・セントリック銀座東京に宿泊して27,500円を支出し、翌22日にはホテル・ニュー・オータニに宿泊して33,000円の宿泊費を支出している。香川県の職員等の旅費に関する条例によれば、宿泊料は甲地方でも10,900円である。他県の議会では政務活動費マニュアルで旅費規程に準ずる、と定めているところもあるが、たとえマニュアルに規定がなくても、公費を支出するのであるから、旅費規程を大きく上回る高額の宿泊費を支出すべきではない。どうしても高級ホテルに宿泊したければ、自費で宿泊すべきである。厳しく返還を求めて頂きたい。

(エ) 按分されていない自家用車利用経費等 (否認額4,163,718円)

各月の走行距離から1kmあたり37円を申請している。その場合、申告した走行距離はあくまで自己申告となっており、香川県議会政務活動費マニュアルでは、使用日や行き先、走行距離を記入する「政務活動費走行台帳」(参考様式第4号)の作成を求めているが、それらが公開されていない。何の目的でどこに行ったのか不明である以上、全額を政務活動費から支出することは認められず、2分の1を否認する。

(オ) 支出先が黒塗りで勤務実態や親族等への支出でないかどうか不明なもの

(否認額27,090,731円)

主に人件費に関する支出であるが、支出先が黒塗りのため、親族等への支出でないかどうか確認できず、勤務実態を証明するものがなく不明であることから、全額適法な支出と認められない。何人かの議員について県民から勤務実態がないのに人件費を支出しているのではないかという指摘が寄せられている。

鳥取県議会では、人件費の支払い先の個人名が黒塗りされるとチェックができず、税金で親族に人件費を払っているのではないかと、という県民の誤解を招かないよう、より透明性を高めるために個人情報黒塗りを廃止している。

香川県議会においても、雇用実態がなく実際は支払っていないのではないかと、などという不信感を抱かれないためにも、鳥取県議会のように人件費支払先の黒塗りを廃止すべきである。今回、1名の議員が人件費支出先を公開していた。正当に政務活動補助業務を行

っているなら、公開しても差し支えないことが示されたわけである。

人件費支出先の情報が県民に明らかにされれば、県民の多くの目で支出の適否がチェックされるため、違法不当な支出を防げるはずである。

(カ) 政党活動、後援会活動等での使用との区別が曖昧なもの（否認額11,647,702円）

主に、広報紙作成費、事務所費（光熱水費も含む）に係る経費等の支出である。これらは、政党活動、後援会活動、選挙活動、私的な活動等、政務活動以外の要素もある。とりわけ、広報紙作成費については、すべての議員が成果物の添付をしていないため内容が不明であり、「政務活動」と認められるかの判断ができない。

議員の宣伝にあたる顔写真やプロフィールの部分への政務活動費支出については、平成27年度尼崎市議会の会派広報紙について、一昨年8月28日に大阪高裁で返還命令が出され、昨年3月24日に最高裁で確定している。この判決を踏まえ、尼崎市監査委員は昨年6月19日、昨年度の同様の支出に対して返還勧告を出した。

少なくとも顔写真やプロフィール、大書した名前、政党活動に関わる記事、県政に直接関係の無い記事は、公費支出すべきではなく、按分による支出にすべきである。自主的に按分しているもの以外は、2分の1のみ認めることとする。

事務所については、谷久浩一議員、宮本欣貞議員が、政務活動専用の事務所であるとして、全額を政務活動費から支出しているが、議員の活動が政務活動とそれ以外の活動が混在しているため、政務活動以外を一切行わないというのはいりえない。したがって、2分の1のみ認めるものとする。

なお、按分されたものであっても、事務所の使用実態や家賃の支払先との関係、家賃が適正な金額であるかどうか等について、県民から問題視する情報が寄せられたケース等については（キ）の項目に分類し、全額否認した。

事務所費についても、領収書や事務所の使用実態のわかる文書をインターネット公開することによって、多くの県民の目でチェックできるようにする必要がある。

(キ) その他、政務活動との関連がないもの、不適切な支出と考えられるもの

（否認額3,470,820円）

綾田福雄議員の年度末の切手大量購入 92,400円

綾田議員は2021年3月30日に、84円の切手を1,100枚購入している。本県の政務活動費マニュアルには、H22年監査委員の指摘として、「切手の購入等に要した経費については県政調査、県政報告など政務活動のために使われ、これらの送付時期や送付数は社会通念上相当と認められる範囲であること」とある。年度末の駆け込み購入はあきらかにこの指摘に反するものである。

石川豊議員の書籍代 14,744円

「できる人は必ず持っている一流の気配り力」、「心を磨く 中村天風講演録」「論理思考大全」「死の教科書 心が晴れる48のヒント」「知的人生のための考え方」「実践・快老生活」「うつ・パニックは「鉄」不足が原因だった」「座右の世阿弥 不安の時代を生き切る29の教え」「どうせ死ぬのになぜ生きるのか」「自律神経の乱れによる不安・不調を改善する食生活」「決定版・自律神経を整える」「一気にわかる 池上彰の世界情勢2021」（重複購入）

これらの自己啓発本や健康に関わる書籍などは、自費で購入すべきものである。

佐伯明浩議員の高速代 242,560円

佐伯議員は自らの「支払証明書」を以て高速料金を支出した証明としているが、現金で支払って領収書を入手したり、ETCの記録をプリントアウトしたりして、客観的な証拠書類を提出すべきである。現に他の議員はそのような方法を取っている。このような方法がまかり通るなら、実際には支払っていない高速代を支払ったと偽ることができてしまう。

谷久浩一議員の内容のわからない旅費、印刷費 315,960円

整理番号41の旅行代金、整理番号67番の印刷会社への支払いについては、全く説明がない。また、整理番号143は全く金額や品名が記載されておらず、査定表に記入することもできなかった。きちんと説明がされていない支出については、返還を求めて頂きたい。

松岡里佳議員の令和元年度分の人件費支出 88,000円

松岡議員が人件費支出先の政務活動費補助業務担当者の氏名を公開しておられる点は高く評価するが、令和2年度分だけでなく、令和元年度分として88,000円支出している。たとえ支払ったのが令和2年度中だとしても、元年度の8ヶ月分を令和2年度中の支出として計上することはできない。

山本悟史議員の講師料 400,000円

いつどのような形で勉強会をもち、何人が参加してどのような内容だったのか、という詳しい報告がない。たとえ地元で素晴らしい活動をしている講師や団体だとしても、その説明がなければ、外形的にはそれらの講師や団体に寄附をしたのと同じように見える。その内容を県民と共有するためにも詳しい報告書が必要である。

山本直樹議員の書籍購入費 9,556円

「牛天神 損料屋喜八郎始末控え」「草笛物語」「あきない世傳 金と銀」(3冊)「人生の教養を高める読書法」「アルルカンと道化師」「管見妄語 知ればしるほど」「紅旗の陰謀 警視庁公安部」「少しだけ無理をして生きる」「雄気堂々(上・下)

これらは、趣味の小説や、自己啓発本であり、政務活動費ではなく自費で購入すべきものである。

辻村修議員、西川昭吾議員の事務所費

事務所の使用実態や支払先との関係、賃料の適正さについて疑問がある。例えば、昨年度の監査結果では辻村議員の事務所費について「事務室と書類等の倉庫を借りている」とのことであるが、書類等の倉庫も含めて高額の事務所費を支払うことは考えられない。また、「政務活動費マニュアルにおいて上限が定められているわけでもなく、賃貸人と賃借人双方が合意して賃貸契約を締結していることから、適正でないとはまではいえない。また、同議員の親族が代表を務める会社であるが、政務活動費マニュアルにおいて、自己または親族が役員を務める法人が所有する不動産の賃借料に政務活動費を充当できないとはされていない」としているが、利害を共有する関係にある賃貸人と賃借人が合意して近隣の取引価格より高い賃料を設定することはありうるわけであり、透明性と公正性を担保するためにはマニュアルの見直しも必要である。

#### エ 香川県議会の令和2年度政務活動費の支出と不当利得

以上の結果、各議員が令和2年度の政務活動費として支出した金額のうち、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の「否認額」欄に記載した支出は、「香川県議会政務活動費交付条例(以下、「条例」という)」第2条に違反しているので、別紙否認理由及び議員別返還

請求集計表の「否認額」欄記載の各金額の支出は違法・不当である。

「条例」第12条第1項は、「議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度においてした政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない」と定めている。しかるに、上記記載の不適正支出金額は、「条例」第2条に規定する用途基準に従ってなされた支出ではないので、その全額が「条例」第12条第1項にいう「残余」にあたる。

よって、香川県知事が各議員に対して前記の政務活動費の残余金の返還を請求しないことは、財産の管理を違法に怠る事実該当するので、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、証拠書類を添付して、頭書のとおり、厳正な措置を請求する。

今、全国の議会では、政務活動費の収支報告書や領収書等のインターネット公開が進みつつあり、高松市議会でも2016年度分以降、収支報告書や領収書類、視察・調査の詳しい報告などもホームページに掲載されている。

ところが、香川県議会では、収支報告書と領収書等は、紙ベースで閲覧することしかできない。また、調査研究や研修の内容、制作した議会報告等の成果物も添付、公開されていない。香川県議会の政務活動費公開度は、全都道府議会の中でワースト2位である。貴重な公金を充てて行う政務活動の成果を真に県民に還元されるものとするためには、政務活動費の用途を県民に向けて透明なものにし、多くの県民の目でチェックできるようにすることが不可欠である。よって、早急にこれらの資料を議会のホームページで公開し閲覧できるようにすべきである。なお、インターネット公開すれば、閲覧や写しの交付に係る議会事務局の業務も大幅に軽減されるのであるから、議会が常日頃、県当局に求めている行政改革の観点からも、すぐにも取り組むべき改革である。

監査委員は、平成27年以来毎年、監査結果の中で県議会に対して、政務活動費マニュアルの精緻化や党派共同政務活動費の透明化、領収書等のインターネット公開等の情報公開の推進を求め続けておられるが、改善は進んでおらず、毎回「監査中に複数の議員から収支報告書等修正届が提出されたことは、誠に遺憾である」と嘆いておられる。議員たちは返還勧告など出されるはずがない、とたかをくくっているのであろう。

香川県議会は監査委員からの「議会への要望」を7年間も無視し続けている。監査委員の「要望」に聞く耳を持たない議会に対しては、厳しい監査結果で姿勢を示すしかないと考えらる。

監査委員は、毎年の監査結果の中で県議会に対して「政務活動費が用途を限定して交付される公金であることを念頭に、その効率的かつ効果的な支出になお一層努め」ることを求め続けておられるが、監査委員ご自身がこの原点に立ち返り、厳しく監査を実施することで、香川県議会の政務活動費の支出が効率的かつ効果的なものになるよう、そのお役目を果たして頂きたい。

### (3) 添付書類

ア 令和2年度香川県議会政務活動費住民監査請求 否認理由及び議員別返還請求集計表

(以下の書類については省略をする。)

イ 証拠書類各写し 各1通

### 4 請求書の補正

(以下、令和4年7月28日付けで提出された住民監査請求書の補正についての原文の内容に即

して記載する。)

(1) 補正の要旨

3(2)ウの1行目の「令和元年度」を「令和2年度」に訂正する。

3(2)ウ(カ)の説明文のうち、6行目の「一昨年」を「2019年」に訂正し、7行目、8行目の「昨年」を「2020年」に訂正する。

ア (3(2)ウ(ア)の)「自家用車のリース料」について、監査委員は、その支出が適正でないといと推認させるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

この項目については、監査請求書の否認額総額を以下の通り補正し、各議員の否認額についても添付の訂正済み査定表の通り補正する。

(ア) 自家用車のリース料 (否認額9,656,100円)

自家用自動車のリース料が政務活動費の使途として不適切である点については、監査請求書記載の通りである。そもそも4年間で車が一台購入できるほどの支出を認める合理性はないため、自家用自動車のリース料を認めていない都道府県議会も多い。また、リース契約に「有償・無償に関わらず所有権移転しない場合に限る」という項目が入っていたとしても、議員の任期満了後に所有権の移転が行われれないという保証はない。リースした車を議員本人でなく家族が私的利用をしている、という目撃情報もある。令和元年度は21名の議員が自家用車リース料を支出していたが、令和2年度は23名に増えている。意見交換会費への支出ができなくなったことによって、政務活動費の支出先として新たに自家用車リース料を支出し始めたのではないかと疑わざるを得ない。よって、23名の議員の総額9,656,100円を否認する。

イ (3(2)ウ(イ)の)「使途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったくわからない会派への支出」について、監査委員はその支出が適正でないといと推認させるに足る事実及び根拠を求めておられる。

この項目については、監査請求書の否認額総額を以下の通り補正し、各議員の否認額についても添付の訂正済み査定表の通り補正する。

(イ) 使途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったく分からない会派への支出 (否認額6,308,805円)

平成25年度から令和2年度までの8年間の政務活動費支出額の合1,090,282,507円のうち、会派共同政務活動費は99,458,157円と1割弱を占めている。すべての領収書の提出が求められているにもかかわらず、約1億円が使途の全く不明なブラックボックスのままである。これでは、政務活動費交付条例第2条の定める「政務活動費を充てることができる経費」であるかどうかを判断することもできず、とうてい適正な支出であるとは認められない。

ウ (3(2)ウ(ウ)の)「詳しい視察・調査内容の不明な旅費」について、支出が適正でないといと推認させるに足る事実及び根拠を求めておられる。

この項目については、監査請求書の否認額総額を以下の通り補正し、各議員の否認額についても添付の訂正済み査定表の通り補正する。

(ウ) 詳しい視察・調査・陳情要請内容の不明な旅費 (否認額1,415,988円)

滋賀県高島市議会の議員が政務活動費を使った「視察」の報告書を偽造した事件で同議会は、7月26日、この議員を有印公文書偽造等に当たるとして刑事告訴することを決めた

とのことである。香川県議会でも領収書添付票へのメモ書き程度で、詳しい報告書が提出されておらず、実際には行われていない、あるいは単なる私的な旅行を「視察・調査・陳情要請」であるとして、旅費を支出することも可能な状況である。谷久浩一議員の整理番号41の旅行代金に至っては、年度末の3月26日に行き先も目的も調査内容も全く記載のないまま、旅行代理店の131,160円の領収書のみが提出されている。監査請求書に述べた通り、政務活動費という公費を充てる以上、その支出が適正であることを説明する責任は議員にある。いつ、どこに行き、誰に会い、どのような調査、あるいは研修をして、どのような成果があったのか、それは議会での活動にどのように反映されたのかを報告することは当然のことである。監査委員におかれてはその内容について議員らに詳しく説明を求め、それに基づき厳しく監査して頂きたい。そして、さらに厳しく政務活動費のあり方の見直しを議会に求めて頂きたい。

エ (3(2)ウ(エ)の「按分されていない自家用車利用経費等」について、監査委員は、その支出が適正でないと推認されるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

この項目については、監査請求書の否認件数、否認額総額を以下の通り補正し、各議員の否認額についても添付の訂正済み査定表の通り補正する。

(エ) 按分されていない自家用車利用経費等 (否認額4,426,991円)

監査請求書に記載の通り、監査委員が該当の議員に対して、使用日や行き先、調査内容、走行距離を記入してある「政務活動費走行台帳」(参考様式第4号)の提出を求めて監査して頂きたい。また、今後は現在公開されている収支報告書類と併せて「政務活動費走行台帳」も県民に公表することを求めて頂きたい。

ちなみに、すでにインターネット公開されている議会では、いつ、どこに何の調査で行ったかについての記録をきちんと公開している議員が多い。

オ (3(2)ウ(オ)の「支出先が黒塗りで親族等への支出でないかどうか不明なもの」について、監査委員はその支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を求めておられる。

この項目については、監査請求書の否認額総額を以下の通り補正し、各議員の否認額についても添付の訂正済み査定表の通り補正する。

(オ) 支出先が黒塗りで勤務実態や親族等への支出でないかどうか不明なもの  
(否認額27,966,731円)

山形県議会の議長経験者の元議員が政務活動費から支出していた人件費などを私的に流用していたとして詐欺などの罪に問われ有罪判決が確定した。香川県議についてもかねてから勤務実態のない者に人件費が支払われているという情報が寄せられてきた。

これまでの監査結果において、議員に確認した結果について監査委員自ら「政務活動の実績を証明するものとして必ず十分とはいえないものの…」と認めておられる。「調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かである」としておられるが、「議員の合理的判断に委ねる限度を超えているケースも多い。

さらには支払先が非公開とされることによって、近親者や勤務実態のない支援者、関係者などに政務活動費が支払われたり、支払ったことにされたりしている違法なケースが少なからずあることが推認される。

このような状況を改善するために、監査委員におかれては、鳥取県議会にならひ、人件



費の支払先の黒塗りを廃止するとともに、詳しい勤務実態や業務内容のわかる資料の添付を義務付けることを、香川県議会に求めて頂きたい。

カ (3(2)ウ(カ)の) 「政党活動、後援会活動等での使用との区別が曖昧なもの」について、監査委員はその支出が適正でないとして推認させるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

この項目については、監査請求書の否認件数、否認額総額を以下の通り補正し、各議員の否認額についても添付の訂正済み査定表の通り補正する。

(カ) 政党活動、後援会活動等での使用との区別が曖昧なもの (否認額11,918,284円)

意見交換会費の支出がなくなった一方で、これまで選挙前以外、あまり広報誌を発行していなかったような議員まで広報費を大きく増やしている。もちろん、県民への広報活動はとても重要であるが、実際に適正な費用と方法で実施されたのかどうか疑わしい例も多い。例えば、宮本欣貞議員は年度内に4回、各1,000部発行し、計1,329,350円を支出しているが、制作および印刷費用は1部あたり約332円にも上る。発行部数にもよるが、他の議員は1部あたり10円前後、高くても数十円程度である。

請求人が目にしたものについては、顔写真が大きく掲載されていたり、政党関係の記述が多く含まれていたりするものもあった。監査請求書に記載したように、平成27年度尼崎市議会会派広報紙について、最高裁で確定した大阪高裁判決に従い、厳正な審査を求める。また、県民が政務活動費支出の適否を判断できるように、政務活動費収支報告関係文書に発行した広報誌を添付して公表すべきである。

また、事務所費を按分していない谷久浩一議員、宮本欣貞議員については、香川県議会政務活動費マニュアルにおいても、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする」とされており、全国議長会も「議員名義の単独の事務所の場合も(中略)慎重な取り扱いが必要と思われる」としている。

監査委員はこれまでの監査結果の中で、「賃貸借契約書に政務活動に係る事務所として使用すると明記されている」ことなどをもって「違法または不法な支出であるとまではいえない」としているが、これでは「実績を把握」していることにはならず、「慎重な取り扱い」をしていることにもならない。

キ (3(2)ウ(キ)の) 「その他、政務活動との関連がないもの、不適切な支出と考えられるもの」のうち、綾田福雄議員、石川豊議員、佐伯明浩議員、谷久浩一議員、松岡里佳議員、山本悟史議員、山本直樹議員、辻村修議員、西川昭吾議員に係る支出について、その支出が適正でないとして推認させるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

この項目については、監査請求書の否認額総額を以下の通り補正し、各議員の否認額についても添付の訂正済み査定表の通り補正する。

(キ) その他、政務活動との関連がないもの、不適切な支出と考えられるもの

(否認額3,349,128円)

按分はしているものの、賃借料が近隣の賃料に比べて高すぎると考えられる、辻村修議員、西川昭吾議員について、監査委員は毎回、監査結果で、「政務活動費マニュアルにおいて上限が定められているわけでもなく、賃貸人と借借人双方が合意して賃貸借契約をしていることから、適正でないとはまではいえない。」としているが、政務活動費も当然ながら地方自治法第2条第14項の「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを求められている

のであるから、たとえ政務活動費マニュアルに上限が定められていないとしても、適正な賃料でなければ、不当な支出となる。

また、監査委員は、鎌田守恭議員と辻村修議員が親族経営の会社に賃料を支払っていること自体は違法ではないとしておられるが、その金額が適正でなければ、政務活動費を使って親族経営の会社に不当な利益を与えていることとなる。

事務所費に関しても、領収書がインターネット公開されれば、多くの県民の目でその賃料が適正であるかどうかチェックされるはずである。

綾田福雄議員の切手代の否認理由、佐伯明浩議員の高速代、山本悟史議員の講師料の否認額、否認理由については監査請求書記載の通り。

石川豊議員の書籍代否認額は13,673円に訂正する。否認理由は監査請求書記載の通り。

谷久議員については、監査請求書記載の旅費の部分を削除し、整理番号67番の3月30日に印刷会社に支払った全く詳細のわからない184,800円に、追加提出している証拠書類、研修費の整理番号45（支出額：10,000円、「香川の観光を考える会」会費、支払先：喜代美山荘花樹海）を加え、否認額を194,800円に訂正する。

松岡里佳議員の件費支出については、監査請求書の「松岡議員が件費の支出先の政務活動費補助業務担当者の氏名を公開しておられる点は高く評価するが、」の部分は議会事務局の作業ミスのためとのことであるので、削除し、支払先が黒塗りされた領収書添付票を証拠書類として追加提出する。

山本直樹議員の書籍購入費の否認額は10,095円に訂正する。否認理由は監査請求書記載の通り。

ク ご指摘の点、及び、他の誤記等についても添付の査定表の通り修正し再提出する。

ケ おわりに

議員らが意見交換会費等の名目で選挙区内への寄附を繰り返していた件については請求人らが高松地方検察庁に刑事告発し、2022年3月29日付の不起訴処分（嫌疑不十分）に対して、高松検察審査会に申し立てていたが、同審査会は2022年7月13日に「起訴相当」の議決をした。請求人らは公職選挙法違反について2015年の監査請求時から指摘し続けてきた。違法・不当な支出でないかどうかを調査し、判断するお役目の監査委員が、公選法に関する判断を避けることなく、検察審査会の審査員と同様の判断をしてくださっていただければ、この問題は早期に改善され、このような事態は避けられたのである。現在、同様の支出は香川県議会ではほぼなくなっているが、申し上げたいのは、全国各地で起きている政務活動費をめぐる不正事件と同様の問題が香川県議会でも起きているという情報を提供しているにも関わらず、そのことに踏み込んだ監査がなされていないということである。過去には監査請求で事務所費の按分をしていないことを指摘された議員が突然、「2人ではなく4人を雇用して件費を毎月計40万円支出していました」などと修正届を出して認められた例がある。ただ契約書の文面を確認するだけでなく、その職員の勤務の実態はどうかということまで踏み込んだ調査をしなければ、残念ながら他の議会で起きたような事件は起こり得る。

監査委員は、毎回、請求人に「その支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を示すこと」を求めておられるが、政務活動費の使途が適正であることを事実や根拠を以て示す責任は議員の側にある。なぜならば、政務活動費は貴重な県民の税金から交付されているからである。議員がその説明責任を果たせていない支出は認めないという厳しい姿勢で監査

に取り組んで頂きたい。

(2) 添付書類

ア 補正済みの2020年度香川県議会政務活動費住民監査請求 否認理由及び議員別返還請求集計表

	議員名	A 車のリース料		B 会派共同政務活動費等		C 詳しい視察・調査・陳情要請内容の不明な旅費、会費		D 按分していない自動車経費		E 支払先不明の人情費		F 按分していない議会報告印刷費・事務所費等		G その他の違法・不当な支出		合計	
		件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額
1	秋山時貞	0	0	0	0	0	0	0	0	14	382,362	4	323,030	0	0	18	705,392
2	綾田福雄	1	597,565	1	168,281	0	0	0	0	24	1,200,000	0	0	1	92,400	27	2,058,246
3	石川豊	0	0	1	480,000	0	0	1	410,959	12	1,200,000	1	116,325	5	13,673	20	2,220,957
4	氏家孝志	0	0	1	195,739	3	120,970	1	316,017	13	970,000	2	75,585	0	0	20	1,678,311
5	大山一郎	1	594,903	1	156,830	0	0	0	0	24	1,320,000	0	0	0	0	26	2,071,733
6	岡野朱里子	1	278,964	0	0	11	414,020	0	0	12	585,000	1	174,900	3	187,600	28	1,640,484
7	尾崎道広	0	0	1	138,921	0	0	1	101,565	12	360,000	2	196,020	0	0	16	796,506
8	鏡原慎一郎	1	236,520	0	0	0	0	1	233,988	0	0	3	766,864	0	0	5	1,237,372
9	香川芳文	1	480,831	1	480,000	0	0	1	220,945	24	638,350	1	45,650	0	0	28	1,865,776
10	櫻昭二	0	0	0	0	0	0	0	0	38	1,388,863	4	398,420	0	0	42	1,787,283
11	鎌田守恭	0	0	1	480,000	0	0	0	0	12	960,000	25	793,813	0	0	38	2,233,813
12	木村篤史	1	284,460	0	0	0	0	1	210,308	27	810,000	1	181,500	0	0	30	1,486,268
13	黒島啓	1	600,000	1	152,950	0	0	0	0	26	1,830,600	0	0	0	0	28	2,583,550
14	五所野尾恭一	1	510,048	1	138,920	0	0	0	0	12	489,600	7	1,065,350	0	0	21	2,203,918
15	斉藤勝範	1	403,200	1	480,000	0	0	1	301,772	12	480,000	1	24,640	1	20,000	17	1,709,612
16	佐伯明浩	0	0	1	224,809	21	413,920	1	403,522	12	342,700	1	231,025	1	242,560	37	1,858,536
17	白川和幸	0	0	0	0	0	0	1	185,980	13	1,006,871	2	242,000	0	0	16	1,434,851
18	十河直	1	550,800	1	138,920	0	0	0	0	12	180,000	3	807,950	0	0	17	1,677,670
19	高木英一	0	0	1	130,249	0	0	0	0	7	210,000	2	564,788	0	0	10	905,037
20	高城宗幸	0	0	1	63,824	0	0	1	168,165	0	0	0	0	0	0	2	231,989
21	高田良徳	0	0	0	0	4	108,770	0	0	14	1,172,220	1	140,415	0	0	19	1,421,405
22	竹本敏信	1	600,000	0	0	0	0	0	0	12	1,559,700	2	186,700	0	0	15	2,346,400
23	谷久浩一	1	812,400	1	138,919	1	131,160	0	0	0	0	68	740,552	2	194,800	73	2,017,831
24	辻村修	1	254,664	1	480,000	0	0	1	307,488	12	300,000	0	0	12	900,000	27	2,242,152
25	都築信行	0	0	0	0	0	0	1	88,522	0	0	3	308,000	0	0	4	396,522
26	西川昭吾	1	117,309	1	53,305	0	0	0	0	14	1,450,000	0	0	12	1,200,000	28	2,820,614
27	新田耕造	1	350,460	1	68,609	0	0	1	73,352	0	0	3	69,225	0	0	6	561,646
28	花崎光弘	1	583,200	1	138,920	0	0	1	312,095	12	720,000	3	283,060	0	0	18	2,037,275
29	平木享	1	508,200	1	480,000	0	0	0	0	24	780,000	0	0	0	0	26	1,768,200
30	広瀬良隆	0	0	0	0	6	73,008	0	0	0	0	5	167,750	0	0	11	240,758
31	米田晴彦	1	155,520	0	0	0	0	0	0	11	306,240	2	209,000	0	0	14	670,760
32	松岡里香	0	0	0	0	0	0	0	0	13	816,000	0	0	1	88,000	14	904,000
33	松原哲也	1	315,180	1	138,350	6	154,140	1	437,451	1	720,225	0	0	0	0	10	1,765,346
34	松本公継	1	455,400	1	480,000	0	0	1	391,589	12	600,000	1	113,850	0	0	16	2,040,839

35	三野康祐	1	467,400	0	0	0	0	0	0	15	870,000	2	336,614	0	0	18	1,674,014
36	宮本欣貞	0	0	1	143,420	0	0	0	0	10	800,000	15	1,214,675	0	0	26	2,158,095
37	森裕行	0	0	0	0	0	0	0	0	12	900,000	1	313,500	0	0	13	1,213,500
38	山田正芳	1	354,176	1	480,000	0	0	0	0	13	1,390,000	3	125,400	0	0	18	2,349,576
39	山本悟史	1	144,900	0	0	0	0	0	0	0	0	2	736,994	4	400,000	7	1,281,894
40	山本直樹	0	0	1	138,920	0	0	0	0	14	175,000	5	444,840	8	10,095	28	768,855
41	有福哲二	0	0	1	138,919	0	0	1	263,273	12	1,053,000	7	519,849	0	0	21	1,975,041
	計	23	9,656,100	26	6,308,805	52	1,415,988	17	4,426,991	507	27,966,731	183	11,918,284	50	3,349,128	858	65,042,027

(以下の書類については省略をする。)

イ 追加の証拠書類写し 4通

## 第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和4年8月3日にこれを受理した。

## 第3 監査の実施

### 1 監査対象事項

請求の内容から、県の財務会計上の行為として、令和2年度における政務活動費の支出のうち、住民監査請求書及び添付書類（事実証明書）に示されたものを対象とした。

### 2 監査対象部局

議会事務局

### 3 請求人からの陳述及び証拠の提出

請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和4年8月9日に陳述及び証拠の提出の機会を設けたところ、同日、請求人の出席があり、請求人から請求の趣旨を補充する陳述がなされた。

また、同日付けで証拠の提出があった。

陳述の要旨は次のとおりである。

#### (1) 請求人（植田真紀）の陳述（要旨）

事務所の賃借料であるが、谷久、宮本両議員は、全額支出している。添付書類として兵庫県議会のマニュアルを追加提出した。事務所費の考え方として、共通の按分率を適用する場合と使用実態による充当というこの2つのどちらかを選ぶということになっている。であるが、共通の按分率を用いても、2分の1に按分しなければいけないとなっている。本当に全ての事務所費を政務活動に要したというのであれば、使用面積とか、使用実態を文書で明確に説明できなければ支出してはいけないと定められていて、両議員が全額支出しているのは、最低でも2分の1に按分すべきだと思っている。

それと、香川県議会では、事務所の所在地、賃貸借契約書等が議長への提出書類になっていないが、そういうものは最低でも提出しなければ、どこに事務所があって、事務所機能を有しているのかという説明が全くなされていない。

これは人件費にも同様の考え方が適用される。これも兵庫県議会の説明書にあるが、共通の按分率2分の1を適用するか、本当にその人が政務活動だけに専念した雇用になっている場合は、活動実態を詳細に記したものを添付しなければいけない。マニュアルの65ページに、政務活動に関して開始時刻、終了時刻、休憩時間と詳細に記録したものを提出しなければならない。

これができないのであれば、2分の1にしなければいけないとなっている。当然のように、雇用契約書がつけられている。このような形で、誰をどのような形で雇用しているのかが明らかになるようにしていかなければいけないが、香川県議会はそうっていないので、そこをきちんとしなければ支出すべきではないと考える。

視察費とか陳情活動費を多く支出している議員が多くいるが、先日、滋賀県高浜市議が視察の目的で国土交通省等を訪問したとして政務活動費を支出していたが、訪問したとする省庁の担当者とは実際には面談しなかったという虚偽の報告をしていたことが問題になった。香川県議会の場合、視察を行った、どこかの省庁に陳情等を行った、国会議員へ陳情等を行ったという場合、その交通費等の領収書があるだけで、本当に、実際の行程、誰と面会したのか、陳情の内容等の経費の詳細も含めて、議員から一切の報告がない。これでは本当に行われたのか、本当に面会したのかが全く分からず、説明責任が果たされていない。それらについても、兵庫県議会のマニュアルでは、活動報告書は、最低限必要となっていて、詳細に記入するようになっている。マニュアルの55ページになるが、このような形で詳細に記録する必要があり、これを提出して初めて説明責任を果たしたということになる。その点がなければ、支出すべきではないと考える。

次に、山本悟史議員の講師料は、4回外部からの講師を招いて研修を行った際に、各10万円の講師料を支出している。これらの全てが山本悟史議員のフェイスブックで明らかになっているが、議員インターンシップとして学生4名を受け入れた際に、この講師を招いて勉強会を開催している。議員が開催したものであっても、議員の研修会ではなく議員インターンの学生向けの研修である。私自身も議員インターンシップで学生を受入れることがある。外部からの講師を招くこともあるが、講師料をこんなに高額に支払いすることはない。ほとんど支給することはない。講師料として10万円でなければならぬ理由の説明が全くされていない。余りにも高額であると考え。香川県議会は、このような講師料の基準がない。いろいろ調べると、市議会レベルではあるが、行政側が予算を立てる時に、外部から講師を招いて講演会、研修会をする場合に、いくら講師料にしたらよいかという講師料の基準というものがある。香川県でも当然あると思う。高松市のもを資料につけている。三重県の教育委員会等のももある。県レベルでの参考になるものはなかったが、参考につけた。いくつかのマニュアルで、講師料の基準を示しているところ、行政のもを準用して記しているところは、高松市とさほど変わりはない。このような、講師の区分は、大学教授を招いた場合、国、県の職員を招いた場合、基準額の1時間単位でいくらというものを参考に、講師料を計算したとしてもこの10万円の講師料の支出は、高額であると考え。

香川県議会は、意見交換会費として地元の団体とか有権者にお金を配ることが慣行になっていた。このような支出については、先月末、高松検察審査会は、名目は会費、参加費であったとしても、その実態は祝儀、あるいは援助金の提供であり、公職選挙法が禁止する寄附そのものであったと言わざるをえないとした。今回の山本悟史議員の高額な講師料であるが、さすがに意見交換会費の支出はなくなったが、高額な講師料を支払うということは別の形で寄附になる。であるので、県の講師謝金の支出基準などを参考に、講師料を計算する必要があると思う。高額な講師料について説明を求め、それ以外のものについては政務活動費から支出すべきではないと考える。そして、他の市議会の政務活動マニュアルには、その講師料への謝金を支出する場合は、所得税の源泉徴収等に留意することとの記載もある場合がある。これについてもチ

チェックする必要があると考えている。先ほどの高松市の講師謝金の支出基準を示したが、あくまでもその予算を立てる時の参考資料で、この講演会とか研修会の規模に応じて変わってくることはあるが、基準として、大いに参考になるものである。その点ぜひ、今回のこの講師料を考える際に検討してほしいと思っている。

また、岡野議員のsmallサンゼミ11万円。勉強会に出席したということで、11万円を支出している。smallサンゼミを調べると、中小企業経営者が対象である。smallサン会員限定の定期的勉強会となっている。中小企業の様々な経営課題に対応した自社の経営に活かすことができる実践的な勉強を実施するというので、政務活動費を支出するものには適さないと考えている。このsmallサンゼミの中身を見ると勉強会では、第1回目として、経営者のための脳科学的勉強法である。これが毎月1回ずつあるが、これらは何ら県政に関係するものではないと考えている。同じく岡野議員の日創研。香川経営研究会というところに6万円の会費を支出しているが、これも同じく、中小企業経営者対象の会で、ともに政務活動費としての支出は適さないと考える。

## (2) 請求人（渡辺智子）の陳述（要旨）

先ほどのsmallサンゼミは、個人の立場で参加している会費は政務活動費の支出は適さないという本県のマニュアルにも書いてあるものという意味での説明である。もう1つ補充すると、山本悟史議員の講師料であるが、大学の先生だから偉い、本当によい活動している団体だからとよいという考えもあると思うが、私どもの意見交換会費の裁判の中でも、対価性ということが言われた。先ほど申し上げたように公費を支出してするものであれば、どんなによい活動している団体であっても、ある程度の基準に従って支出すべきである。この議員は、以前にすごい高額の50万円の講師料で大規模な講演会もして、今回も10万円を4つの団体に支出しているのは、外形的に見たら意見交換会費の変形版というか、その団体への寄附になってしまっている。対価性を超えている部分については指摘をしたいと思っている。

私の方から何点かお願いを申し上げたい。車のリース料である。意見交換会費の支出がなくなったら、その分のお金がどこに行ったかということであるが、1つは広聴広報で、議会報告を今まで出してない方も出したり、これは出すことは大事だと思うが。もう1つが、車のリース料で、支出をする方が増えている。このリース料については、今回追加で提出した山形県議会のマニュアルの17ページによると、政務活動費を充当するのに適さない経費等として私的財産の形成に繋がる経費の2番目に、自動車の購入、リースを含むと書いてある。つまり4年間払えばほとんど1台買えるようなお金を政務活動費から出している。前にも申し上げたが、香川県議会の政務活動費のマニュアルを作る時に、ローンはあかんけどリースやったらいけるんやと議員同士で話しがあった。特に、最近リースを使った車の保有の仕方というのが増えているので、その意味でも全くローンと変わらないような状況になってきている。なので、これを禁止している議会もある。100歩譲って、今みたいに半額にするとしても、このリース料には車検料とか税金とかも多分含まれているはずなので、丸々半分に割ったらその分も政務活動費から出していることになってしまうと思う。私どもとしては、リースは全て認めるべきではないという立場ではあるけれども。現状であっても、半分に割ってるからいいのかということを引きつりと指摘をしておきたいと思う。

もう1つお願いしたいのは、視察の報告、陳情要請活動の報告について、今回監査請求すると、議員がいつ行ったという、今よりは詳しい説明が出るかもしれないけれど。本当にその人

に会ったのか、誰に会ったのかという調査までは、なされていないように思う。監査は、本来であれば、踏み込んだ、本当にその人に会ったのかというところまで確認しないと監査したことにならないと思う。他県の例を見ると、実際に事件になっていることがある。これまで、事務所費、人件費については、契約書に書いてある、政務活動費専用の事務所と書いてある、あるいは政務活動に従事すると書いてあるからそれで良いという監査結果があったと思うが、それだけでは不十分である。

平成29年の監査請求の時に、事実証明書をつけた。ある議員から人件費を支出されている人は、病院勤務をしていて、政務活動している時間がないし、議員本人も自分でせんといかんから大変やと言っているということを実名入りの事実証明書をつけて提出した。例えば人件費を支出しているのであれば、その方は確定申告とか、所得税の申告とかをしているはずで、もちろん伏せなきゃいけない部分もあるだろうが、個人情報の部分もあるだろうが、本当に申告しているというところまで確認しないといけないのではないかと。以前に、引退した議員ではあるが、4人雇用して年間480万円の人件費を支出してそのうち240万円を政務活動費から出している。事務所費は月20万円を1年間240万円支出してそのうちの120万円を政務活動費から支出して、合計で360万円。それを議長に報告している。これはどう考えてもおかしい。自分で360万円を持ち出ししているっていうのはちょっと考えられない。それは、そのまま議員の言い分は認められた。やはり、山形県議会もそうであるが、実際に払われてなかったということが問題になって、刑事事件になって、議長経験者の議員が引退することが起きている。香川県でも同様のことが起きている可能性があること、公選法違反ということも私ども最初の監査請求の時から申し上げてきた。もちろん、当時の監査委員ではいらっしやらないが、その後もずっと踏襲してきた見解としては、その判断はできないと。だけど、検察審査会では、市民がそういう判断をしているから、もっと早い段階でこれは駄目だよという、違法不当な支出に当たるよということを指摘してくださっていただければ、大きな問題にはならなかったはずなので、そういう意味で、監査委員のお役目は重大だと思っている。

最後に申し上げたいのは、私ども監査請求人に何度も求められるのは、その支出が適正でないとい推認されるに足る事実及び根拠を示しなさいと言われるのであるが、私たちには捜査権があるわけではないし、そこまで示せないことも多い。けれども本来、公費を使って活動している議員たちに説明責任があり、このように使っているから適正だという説明責任は議員の側にあるということ強く強調していただきたいと思う。

毎年、監査委員は現に厳しい要望を出しておられて、今回監査している間に修正をする議員がいらっしやるかもしれない。マニュアルの見直しをしているが、いろんな他の事例を見ると、まだまだ不十分な点も多いと思う。なので、要望だけではなく踏み込んだ、これは駄目、返還しなさいということ監査委員の判断として、ぜひ示していただきたいと思っている。

### (3) 証拠の提出

追加の証拠として、請求人が主張を裏付けるものを提出し、主張の追加を行った。

(以下の書類については省略をする。)

ア 兵庫県議会「政務活動費の手引」(令和4年4月1日改訂)

イ 山形県議会「政務活動費の手引」(令和4年3月改訂版令和4年4月1日運用)

ウ 「謝金の標準支払基準」の改定について(平成27年3月6日各府省等申し合わせ)

エ 三重県議会教育委員会報償費支給基準(平成9年7月1日適用 平成13年7月1日一部改

正)

オ 講師謝礼支出基準（高松市）

#### 第4 監査委員の除斥

本件請求の監査において、監査委員である五所野尾恭一監査委員及び都築信行監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

#### 第5 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求のうち、石川豊議員の書籍購入費のうち5件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、岡野朱里子議員の宿泊費のうち2件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、斉藤勝範議員の会費のうち1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、谷久浩一議員の自動車リース料のうち1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）、研修費のうち1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）、資料作成費のうち1件及び事務費のうち21件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、森裕行議員の広報費のうち1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、山本直樹議員の書籍購入費のうち8件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出に係る請求41件、1,355,244円に関する部分は却下し、その余の請求に関する部分は、請求に理由がないものと認め、棄却する。

以下、その理由について述べる。

##### 1 事実関係の確認

関係書類等の調査及び議会事務局職員からの聴取により次の事項を確認した。

##### (1) 政務活動費の概要

地方自治法は、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対して政務活動費を交付することができるとし、政務活動費の交付を受けた議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとしている（地方自治法第100条第14項、第15項）。

上記規定を受けて香川県議会政務活動費交付条例（平成13年香川県条例第4号。以下「政務活動費交付条例」という。）及び香川県議会政務活動費交付規程（平成20年香川県議会告示第1号。以下「政務活動費交付規程」という。）が定められている。

政務活動費の制度は、地方議員の活動基盤の充実強化を図る観点から、平成12年5月の地方自治法改正により制度化された政務調査費を前身とするもので、平成24年9月の地方自治法改正により、名称が「政務調査費」から「政務活動費」に、交付の目的が「議員の調査研究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」に拡大された一方、政務活動費を充てることができる経費は条例で定めなければならないとされ、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとするのが、新たに定められた。

政務活動費の交付の対象及び額並びに交付の方法等は、以下のとおりである。

##### ア 政務活動費の交付の対象及び額

###### (ア) 政務活動費の交付の対象（政務活動費交付条例第3条）

月の初日に香川県議会議員である者

###### (イ) 政務活動費の額（政務活動費交付条例第4条）

月額30万円

##### イ 政務活動費の交付の方法等



(ア) 知事への通知（政務活動費交付条例第5条）

議長は、毎年度4月3日までに、政務活動費の交付を受ける議員を知事に通知するものとする。

(イ) 交付決定等の通知（政務活動費交付条例第6条）

知事は、議長から通知を受けたときは、政務活動費の交付を決定し、議長及び当該議員に通知するものとする。

(ウ) 請求及び交付等（政務活動費交付条例第7条）

議員は、四半期の最初の月の10日までに、当該四半期分の政務活動費を知事に請求するものとする。

知事は、請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(エ) 収支報告書等の提出（政務活動費交付条例第8条）

議員は、年度における政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを添えて、当該年度の末日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

議長は、収支報告書の写しを知事に送付するものとする。

(オ) 会計帳簿等の整理等（政務活動費交付条例第9条）

議員は、政務活動費の収入及び支出について、会計帳簿を調製し、その内容を明確にするとともに、領収書等を整理し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(カ) 議長の調査等（政務活動費交付条例第10条）

議長は、議員から提出された収支報告書等に関し、必要があると認めるときは政務活動費の適正な運用を図るために調査を行うとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(キ) 収支報告書等の保存及び閲覧（政務活動費交付条例第11条）

議長は、議員から提出された収支報告書等を、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

何人も、議長に対し、収支報告書等の閲覧を請求することができる。

議長は、収支報告書等に記載されている情報のうち、香川県議会情報公開条例（平成12年香川県条例第79号）第7条の非公開情報を除き、これを閲覧に供するものとする。

(ク) 政務活動費の返還（政務活動費交付条例第12条）

議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度においてした政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない。

知事は、当該議員に対し、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(2) 政務活動費の使途基準等

ア 政務活動費を充てることができる経費の範囲（政務活動費交付条例第2条）

政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴及び広報、要請又は陳情、住民相談、

各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付するものとする。

政務活動費は、政務活動費交付条例の別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

経 費	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費
研 修 費	(1)議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費 (2)団体等が実施する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費
要請陳情費	議員が行う要請又は陳情の活動に要する経費
会 議 費	(1)議員が行う住民相談会等各種会議に要する経費 (2)団体等が実施する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入及び利用に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事 務 費	議員が行う活動に係る事務に要する経費
人 件 費	議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費

#### イ 政務活動費マニュアル

香川県議会では、平成25年3月に使途基準の具体的内容や考え方などを取りまとめた政務活動費マニュアルを作成している。主な記載内容は次のとおりである。

##### (ア) 政務活動費の概要

根拠規程、交付制度の概要、政務活動費の使途（政務活動費が支出できる経費）

##### (イ) 政務活動費の使途基準

全般的な留意事項及び経費毎の使途基準（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費、人件費）

##### (ウ) 政務活動費の実務

政務活動費の請求・交付、会計帳簿の調製等関係書類の整理保存、収支報告書の提出等（提出期限、提出書類、保存書類）、残余额の返還、収支報告書等の修正、情報公開

##### (エ) 記載例

政務活動費請求書（様式第3号）、収支報告書（様式第4号）、領収書等添付票（参考様式第1号）、支払証明書（参考様式第2号）、政務活動費経費別支出整理簿（参考様式第3号）、政務活動費走行台帳（参考様式第4号）、雇用契約書（参考様式第5号）、収支報告書等修正届（様式第5号）

##### (オ) 参考資料

地方自治法（抄）、政務活動費交付条例、政務活動費交付規程、公職選挙法（抄）、様式（政務活動費の交付を受ける議員（様式第1号）、政務活動費の交付を受ける議員の異動（様式第2号）、政務活動費請求書（様式第3号）、収支報告書（様式第4号）、収支

報告書等修正届（様式第5号）、閲覧請求書（様式第6号）、領収書等添付票（参考様式第1号）、支払証明書（参考様式第2号）、政務活動費経費別支出整理簿（参考様式第3号）、政務活動費走行台帳（参考様式第4号）、雇用契約書（参考様式第5号）、政務活動費振込口座届（参考様式第6号）

(3) 政務活動費の支出等の状況

ア 令和2年度における政務活動費の支出の状況（令和3年6月30日現在）

項 目	金 額
政務活動費交付金額	147,600,000円
実支出金額	140,237,870円
政務活動費を充当した支出金額	135,007,797円
残余额（返還額）	12,592,203円

※ 実支出金額は、各議員の収支報告書に記載された支出合計の総額である（各議員別の状況は次の表のとおり）。なお、41名の議員のうち、年間交付金額360万円を超えて支出している議員は19名である。

令和2年度政務活動費収支状況総括表（議員別）

(50音順)

令和3年6月30日現在

NO	氏 名	会 派 ※	内 訳	交付金額①	支出金額②	残 余 額 (返 還 額) ①－②
1	秋 山 時 貞	共産党議員団	300,000円×12月	3,600,000	3,174,398	425,602
2	綾 田 福 雄	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	2,505,869	1,094,131
3	有 福 哲 二	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,469,670	130,330
4	石 川 豊	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,811,457	0
5	氏 家 孝 志	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	2,846,252	753,748
6	大 山 一 郎	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,655,643	0
7	岡 野 朱里子	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,670,659	0
8	尾 崎 道 広	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,860,317	0
9	鏡 原 慎一郎	リベラル香川	300,000円×12月	3,600,000	3,499,809	100,191
10	香 川 芳 文	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,061,822	538,178
11	檜 昭 二	共産党議員団	300,000円×12月	3,600,000	3,992,632	0
12	鎌 田 守 恭	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,683,401	0
13	木 村 篤 史	リベラル香川	300,000円×12月	3,600,000	3,498,886	101,114
14	黒 島 啓	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,063,887	536,113
15	五所野尾 恭一	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	4,233,651	0
16	斉 藤 勝 範	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,434,495	165,505
17	佐 伯 明 浩	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	4,098,123	0
18	白 川 和 幸	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,618,445	0
19	十 河 直	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	4,499,913	0
20	高 木 英 一	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	2,855,871	744,129

21	高城宗幸	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	1,019,203	2,580,797
22	高田良徳	リベラル香川	300,000円×12月	3,600,000	3,444,451	155,549
23	竹本敏信	リベラル香川	300,000円×12月	3,600,000	3,981,293	0
24	谷久浩一	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,445,960	154,040
25	辻村修	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,360,182	239,818
26	都築信行	公明党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,601,061	0
27	西川昭吾	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,775,925	0
28	新田耕造	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,756,712	0
29	花崎光弘	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,520,467	79,533
30	平木享	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	2,749,570	850,430
31	広瀬良隆	公明党議員会	300,000円×12月	3,600,000	1,366,659	2,233,341
32	米田晴彦	リベラル香川	300,000円×12月	3,600,000	3,885,592	0
33	松岡里佳	無所属	300,000円×12月	3,600,000	2,497,981	1,102,019
34	松原哲也	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,567,901	32,099
35	松本公継	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,599,825	175
36	三野康祐	リベラル香川	300,000円×12月	3,600,000	3,672,886	0
37	宮本欣貞	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,660,679	0
38	森裕行	リベラル香川	300,000円×12月	3,600,000	4,570,093	0
39	山田正芳	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,277,344	322,656
40	山本悟史	県民ネットワーク	300,000円×12月	3,600,000	3,601,591	0
41	山本直樹	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,347,295	252,705
計				147,600,000	140,237,870	12,592,203

(備考)

※ 議員の所属会派は令和3年3月31日現在のものです。また、会派欄中、「自民党香川県政会」は「自由民主党香川県政会」、「自民党議員会」は「香川県議会自由民主党議員会」、「公明党議員会」は「香川県議会公明党議員会」、「共産党議員団」は「日本共産党香川県議会議員団」を示します。

## 2 議長及び議会事務局長に対する調査

議長に対し書面による調査を行い、必要に応じ追加調査を議会事務局長に対し実施し、その概要は次のとおりである。

### (1) 議員23名の自動車リース料

綾田福雄議員、大山一郎議員、岡野朱里子議員、鏡原慎一郎議員、香川芳文議員、木村篤史議員、黒島啓議員、五所野尾恭一議員、斉藤勝範議員、十河直議員、竹本敏信議員、谷久浩一議員、辻村修議員、西川昭吾議員、新田耕造議員、花崎光弘議員、平木享議員、米田晴彦議員、松原哲也議員、松本公継議員、三野康祐議員、山田正芳議員及び山本悟史議員に係るリース契約書の写し等リース契約の内容を記載した書類の提出があった。

なお、谷久浩一議員に係るものの一部については、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

### (2) 会派共同政務活動費

自民党香川県政会及び自民党議員会の会派共同政務活動費について、政務活動費を充当した場合に議長に提出する書類の範囲について、次のとおり報告があった。

書類の範囲

香川県議会政務活動費交付条例第8条により、議員に、年度における政務活動費に係る収入及び支出の報告書（収支報告書）に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類（領収書等）の写しを添えて提出することを義務付けしている。

領収書等については、政務活動費マニュアル19ページで領収書等の写しを領収書等添付票に添付して提出するものとしている。

なお、提出書類については各経費共通である。

(3) 議員8名の交通費、宿泊費及び研修会参加費

氏家孝志議員、岡野朱里子議員、斉藤勝範議員、佐伯明浩議員、高田良徳議員、谷久浩一議員、広瀬良隆議員及び松原哲也議員に係る、監査請求人が、詳しい視察・調査・陳情要請内容の不明な旅費および研修会参加費とする視察及び要望等の内容については、次の表のとおり報告があった。

なお、岡野朱里子議員に係るものの一部及び斉藤勝範議員に係るものについては、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

番号	議員名	政務活動費充当額(円)	旅行期間	視察及び要望等の内容
1	氏家孝志	78,970	令和2年 11月3日～ 5日	場所：北海道札幌市 目的：北海道運輸局での説明及び意見交換。 北海道札幌市議会での説明及び意見交換。 内容：北海道新幹線の整備状況、厳しい経営状況にあるJR北海道の現状と対策。 農産物のブランド化認証制度と販売促進の取り組み。 札幌市での都市近郊農業の特徴と強み、課題等。
2	氏家孝志	42,000	令和2年 12月21日～ 22日	場所：沖縄県那覇市 目的：調査研究。 内容：那覇空港の新LCCターミナル視察。 MRO JAPANでの業務概要、移転目的、地域貢献。 MRO JAPAN航空機整備工場視察。
3	岡野朱里子	48,140	令和2年 7月2日～ 3日	場所：東京都 目的：陳情 相手方：厚生労働省 内容：薬価改定の中で調剤基本料の評価の見直しについて同一グループ全体の処方箋受付回数が多い薬局、同一グループの店舗数が多い薬局に係る評価の見直しを求める。
4	岡野朱里子	49,780	令和2年 8月28日～ 29日	場所：東京都 目的：経済産業省意見交換会。 内容：コロナ禍における外国人技能実習生の新規受入や帰国に関する意見交換。
5	岡野朱里子	61,480	令和2年 10月15日～ 16日	場所：東京都 目的：国土交通省要望。 内容：自由民主党香川県政会として平井大臣、武田大臣、二階幹事長を訪問、要望書を提出。

6	岡野朱里子	91,080	令和2年 10月21日～ 23日	場所：東京都 目的：要望陳情厚生労働省意見交換会。 相手方：国会議員 内容：22日 所属する出産議員ネットワークで、国会議員超党派の政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟へ要望書を提出し、意見交換。 23日 障害者の就労A型B型施設において、在宅ワークでも利用日として積算することについて陳情と意見交換。
7	岡野朱里子	73,660	令和2年 11月2日～ 3日	場所：北海道 目的：調査研究。 内容：北海道地方整備局意見交換、札幌市庁意見交換。
8	岡野朱里子	58,980	令和2年 12月23日～ 25日	場所：東京都 目的：厚生労働省意見交換会。 内容：23日 総務省と出産・育児・介護に係る標準都道府県議会会議規則の改定について要望・意見交換。 24日 厚労省とコロナワクチンについて話を聞く。
9	佐伯明浩	45,600	令和2年 7月10日～ 11日	場所：東京都 目的：民間企業等、コロナ対策意見交換会。 内容：感染対策、リモート、都会と地方の交流等について。
10	佐伯明浩	51,480	令和2年 9月4日～ 5日	場所：東京都 目的：国土交通省と民間企業等との勉強会 内容：運輸関係（鉄道・航空・海事）についての勉強会。
11	佐伯明浩	76,660	令和2年 11月3日～ 5日	番号1に同じ。
12	佐伯明浩	42,000	令和2年 12月21日～ 22日	番号2に同じ。
13	佐伯明浩	40,700	令和2年 6月19日～ 20日	場所：東京都 衆議院会館 目的：陳情 相手方：国土交通省 内容：コロナ感染対策等及び今後の公共交通対策について。
14	佐伯明浩	37,000	令和2年 8月14日～ 15日	場所：東京都 目的：要望、陳情 相手方：国土交通省 内容：航空路の充実について。 整備新幹線について。
15	佐伯明浩	37,980	令和2年 11月27日～ 28日	場所：東京都 目的：陳情 相手方：国土交通省 内容：私鉄の利用促進について。
16	佐伯明浩	40,200	令和2年 12月17日～ 18日	場所：東京都 目的：陳情 相手方：農林水産省 内容：農業、水産業全般についての意見交換会（陳情）。 鳥インフルエンザについて。
17	佐伯明浩	42,300	令和2年 12月23日～ 24日	場所：東京都 ANA本社、農林水産省 目的：陳情 相手方：ANA、農林水産省 内容：コロナ収束後の高松便について陳情及び意見交換会。 鳥インフルエンザ等について。

18	高田良徳	41, 100	令和3年 3月27日～ 28日	場所：東京都 中野サンプラザ 目的：自治総研研究員による地方財政計画説明会出席。 内容：自治総研研究員による地方財政計画説明会。
19	高田良徳	20, 100	令和2年 11月6日～ 7日	場所：東京都 千代田区星稜会館 目的：自治体政策研究会に出席。 内容：自治体政策研究会。
20	高田良徳	32, 200	令和2年 12月20日～ 21日	場所：東京都 衆議院第二議員会館 目的：国会議員の国会報告会に出席。 内容：国会議員の国会報告会。
21	高田良徳	15, 370	令和3年 2月27日～ 28日	場所：東京都文京区 全水道会館 目的：自治体政策研究会に出席。 内容：自治体政策研究会。
22	谷久浩一	131, 160	令和3年 3月29日～ 31日	場所：北海道札幌市 目的：調査研究。 内容：国土交通省北海道開発局港湾課意見交換。 札幌加食事業所・札幌量販事業所・スターアグリ 札幌営業所などを視察し、農産物の物流について 考察する。
23	広瀬良隆	35, 210	令和2年 10月15日～ 16日	場所：15日 東京都 衆議院議員会館 16日 千葉県幕張メッセ 目的：15日 国土交通省技術審議官面談。 16日 スマート農業展示会視察。 内容：ウォーターリサイクル工法協会役員と共に面談。
24	広瀬良隆	34, 798	令和2年 11月23日～ 24日	研修期間：令和2年11月23日 場所：愛知県名古屋市中区 ミッドランドホール 目的：研修会受講 内容：日経地方創生フォーラムin名古屋受講。
25	松原哲也	22, 700	令和2年 8月18日～ 19日	場所：東京都 各県アンテナショップ 目的：調査研究。 内容：コロナ禍の影響とアフターコロナを見据えた再生への 取組み等について意見交換。
26	松原哲也	7, 060	令和2年 10月4日～ 5日	場所：大阪府大阪市 目的：調査研究。 内容：コロナウイルス感染拡大による影響を受けた中での 現状と今後の対策について調査研究。
27	松原哲也	28, 800	令和2年 10月25日～ 27日	場所：東京都特別区 目的：調査研究。 内容：党青年局議員等と地域の諸課題について意見交換。 党青年局国会議員への要望活動等。 各種交通施設（東京駅、羽田空港等）のコロナ対応 状況の視察。
28	松原哲也	61, 560	令和2年 12月21日～ 23日	場所：沖縄県那覇市、東京都議員会館 目的：調査研究。 内容：那覇空港の新LCCターミナル視察。 MRO JAPANでの業務概要、移転目的、地域 貢献。 MRO JAPAN航空機整備工場視察。 地元国会議員及び政策秘書との意見交換等。
29	松原哲也	8, 700	令和3年 2月26日～ 27日	場所：大阪府大阪市 インテックス大阪 目的：調査研究。 内容：第4回関西農業weekへの参加。 畜産臭気対策及び脱臭技術の調査、研究。 スマート農業の今後など。

30	松原哲也	25, 320	令和2年 12月3日～ 5日	場所：東京都 議員会館 目的：要請陳情 相手方：地元選出国會議員及び党所属国會議員 内容：地元選出国會議員及び党所属国會議員への防災、減災対策の推進を求める要望活動等。
----	------	---------	----------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------

(4) 議員17名の燃料費

石川豊議員、氏家孝志議員、尾崎道広議員、鏡原慎一郎議員、香川芳文議員、木村篤史議員、斉藤勝範議員、佐伯明浩議員、白川和幸議員、高城宗幸議員、辻村修議員、都築信行議員、新田耕造議員、花崎光弘議員、松原哲也議員、松本公継議員及び有福哲二議員に係る支払証明書の写し及び政務活動費走行台帳の写しの提出があった。

(5) 議員34名の人件費

秋山時貞議員、綾田福雄議員、石川豊議員、氏家孝志議員、大山一郎議員、岡野朱里子議員、尾崎道広議員、香川芳文議員、樫昭二議員、鎌田守恭議員、木村篤史議員、黒島啓議員、五所野尾恭一議員、斉藤勝範議員、佐伯明浩議員、白川和幸議員、十河直議員、高木英一議員、高田良徳議員、竹本敏信議員、辻村修議員、西川昭吾議員、花崎光弘議員、平木亨議員、米田晴彦議員、松岡里佳議員、松原哲也議員、松本公継議員、三野康祐議員、宮本欣貞議員、森裕行議員、山田正芳議員、山本直樹議員及び有福哲二議員の政務活動補助職員に係る人件費について、雇用契約書の写し及び領収書の写しが提出され、次のとおり報告があった。

ア 被雇用者が生計を一にする親族（配偶者、親、子供、兄弟等）に該当しないことの説明

人件費については、生計を一にする親族を雇用した場合は充当不可としており、収支報告書の作成に当たっては、「政務活動費マニュアル」を配布するなど周知しているところであり、収支報告書提出時に、生計を一にする親族は雇用していないことを確認している。

イ 政務活動費での負担割合を2分の1超としている場合の実績の証明についての説明

政務活動費を全額充当している、大山一郎議員、岡野朱里子議員、鎌田守恭議員、五所野尾恭一議員、竹本敏信議員、米田晴彦議員及び宮本欣貞議員については、雇用契約書において業務内容を政務活動に係る事務とすることが記載されており、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないことを確認した。

秋山時貞議員及び樫昭二議員については、1名分の人件費を2分の1に按分し、各々の金額に政務活動費を支出している。また、給与額については、政務活動補助事務に従事した時間を確認の上、算定しているとの説明があり、提出された人件費の支出整理簿の写しにより実績に基づいて支払っていることが確認できた。

黒島啓議員及び松岡里佳議員については1名分全額を政務活動費で支出している。雇用契約書において業務内容を政務活動に係る事務とすることが記載されており、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないことを確認した。

また、10分の9を充当している有福哲二議員からは、「政務活動補助事務のみとして雇用しており、10分の10とするべきところだが、政務活動以外の業務もたまに従事することも想定され、時間換算した場合、1割程度と判断したため、10分の9としている。」とする説明があった。

(6) 議員31名の広報費

秋山時貞議員、石川豊議員、氏家孝志議員、岡野朱里子議員、尾崎道広議員、鏡原慎一郎議員、香川芳文議員、樫昭二議員、鎌田守恭議員、木村篤史議員、五所野尾恭一議員、斉藤勝範



議員、佐伯明浩議員、白川和幸議員、十河直議員、高木英一議員、高田良徳議員、竹本敏信議員、都築信行議員、新田耕造議員、花崎光弘議員、広瀬良隆議員、米田晴彦議員、松本公継議員、三野康祐議員、宮本欣貞議員、森裕行議員、山田正芳議員、山本悟史議員、山本直樹議員及び有福哲二議員に係る広報誌等の現物及び領収書の写しの提出があり、その内容は次の表のとおりであった。

なお、森裕行議員に係るものについては、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

議員名	広報物	作成部数 (部)	作成費用 (円)	政務活動費 充当額(円)	配布方法	配布先
秋山時貞	県政報告No.4	35,000	252,340	252,340	郵送、直接	高松市内
	県政報告No.6	35,000	181,500	181,500		
	県政報告No.7	35,000	181,500	181,500		
	秋山ときさだニュース	8,700	30,720	30,720	新聞折込	
石川豊	議員活動報告リーフレット	10,000	232,650	232,650	郵送	観音寺市内
氏家孝志	県政報告令和3年新春号	1,500	123,210	123,210	郵送	琴平町、まんのう町内
	県政報告令和3年3月号印刷、区分け費	11,000	125,070	125,070		
岡野朱里子	県政報告「しゅりこ通信」	100,000	349,800	349,800	ポスティング、郵送、直接	高松市内
尾崎道広	県政報告	25,000	352,000	352,000	郵送	坂出市内
	県政報告追加	1,500	40,040	40,040		
鏡原慎一郎	県議会レポートVol.3	15,000	574,365	574,365	郵送	東かがわ市内
	県議会レポートVol.4	15,000	574,365	574,365		
	香川県議会議員（東かがわ市）かがみはら慎一郎	—	385,000	192,500	HP制作費	
香川芳文	議員活動報告リーフレット	5,000	91,300	91,300	郵送	丸亀市内
榎 昭二	議会報告No.42	35,000	252,340	252,340	郵送、直接	高松市内
	議会報告No.43	35,000	181,500	181,500		
	議会報告No.44	35,000	181,500	181,500		
	議会報告No.45	35,000	181,500	181,500		
鎌田守恭	県政通信2020年冬号	10,000	181,500	181,500	郵送	高松市内
木村篤史	議員活動報告書令和3年春一番号	30,000	363,000	363,000	郵送 ポスティング	さぬき市内
五所野尾恭一	議会報告No.20-8	8,000	410,300	410,300	ポスティング	まんのう町、琴平町内
	議会報告No.20-11	8,000	371,800	371,800		

	議会報告No21-1	8,000	371,800	371,800		
	議会報告No21-3	8,000	371,800	371,800		
	香川県議会議員五 所野尾恭一	—	253,000	253,000	議会活動報告HP作成	
		—	176,000	176,000	議会活動報告HP更新	
		—	176,000	176,000	議会活動報告 Vol2021.1 月号 HP更新	
斉藤勝範	議員活動報告リー フレット	3,000	49,280	49,280	郵送	三豊市内
佐伯明浩	議会報告3月号	28,000	462,050	462,050	郵送	観音寺市内
白川和幸	県政だより第4号	10,000	242,000	242,000	郵送	三豊市内
	県政だより第5号	10,000	242,000	242,000		
十河 直	議会報告No20-8	15,000	515,900	515,900	郵送	さぬき市内
	議会報告No20-11	20,000	545,600	545,600		
	議会報告No21-1	10,000	554,400	554,400		
高木英一	県政報告VOL12 会報誌印刷、会報 誌発送用巻紙印刷 、タウンプラス発 送用内職費	17,000	556,538	556,538	郵送	高松市牟礼 町、庵治町 内
	県政報告VOL13 会報誌印刷、会報 誌発送用巻紙印刷 、タウンプラス発 送用内職費	18,000	573,038	573,038		
高田良徳	政策レポート2021 年冬号	13,800	280,830	280,830	郵送	善通寺市内
竹本敏信	県政レポート2021 新春	25,000	313,500	313,500	郵送、新聞折 込	高松市内
都築信行	香川県議会議員つ つき信行	—	66,000	66,000	HP改定料	
	県政だより	13,000	264,000	264,000	直接、郵送	高松市内
	県政だより	18,000	286,000	286,000		
新田耕造	県議会報告2020- 8号	10,000	436,150	436,150	郵送、新聞折 込	多度津町内
	県議会報告2020- 11号	10,000	436,150	436,150		
	県議会報告2021- 1号	10,000	436,150	436,150		
花崎光弘	県政報告	7,000	62,700	62,700	郵送	東かがわ市 内
	県議会報告21-1	7,000	352,000	352,000		
	自由民主党香川県 議会議員花崎みつ ひろ	—	151,420	151,420	ホームページサーバ利用料、 更新手数料	
広瀬良隆	県民通信印刷	7,000	302,500	302,500	ポスティング	高松市内
	公明党香川県議会	—	3,300	3,300	ホームページ更新	

	議員ひろせ良隆	—	23,100	23,100	けんみん通信HP代金	
		—	3,300	3,300	ホームページ更新料	
		—	3,300	3,300		
米田晴彦	HOT県通信17号増刷	3,000	102,300	102,300	郵送	丸亀市内
	HOT県通信18号	30,000	315,700	315,700		
松本公継	議員活動報告リーフレット	36,000	227,700	227,700	郵送	高松市内
三野康祐	県政報告ネットワークだより35号	11,000	265,679	265,679	郵送	高松市内
	県政報告ネットワークだより36号	14,500	407,550	407,550		
宮本欣貞	議会報告20-8	1,000	329,450	329,450	ポスティング	高松市内
	議会報告20-11	1,000	329,450	329,450		
	議会報告21-1	1,000	329,450	329,450		
	議会報告21-3	2,000	341,000	341,000		
山田正芳	県政報告書	10,000	100,100	100,100	郵送	丸亀市内
	県政報告書	10,000	100,100	100,100		
	議員活動報告リーフレット	5,000	50,600	50,600		
山本悟史	県政レポート2021年新春号	83,000	810,117	810,117	ポスティング	高松市内
	県政レポート2021年春号	82,000	663,872	663,872		
山本直樹	山本なおき通信2020年夏号	7,000	27,720	27,720	郵送	丸亀市内
	山本なおき通信秋号	15,000	407,000	407,000	ポスティング、郵送	
	山本なおき通信冬号	8,600	31,460	31,460	郵送	
		1,000	16,500	16,500		
	山本なおき通信2021年春号	15,000	407,000	407,000	ポスティング、郵送	
有福哲二	県政報告ふれあい通信Vol.32 8月号	2,000	82,060	77,957	ポスティング、郵送	坂出市、宇多津町内
	県政報告ふれあい通信Vol.32 9月号	5,000	107,580	102,201		
	県政報告ふれあい通信Vol.32 9月号	5,000	136,840	129,998		

県政報告ふれあい 通信Vol. 32 10月 号	5,000	136,840	129,998
県政報告ふれあい 通信Vol. 32 1月 号	5,000	136,840	129,998
県政報告ふれあい 通信Vol. 32 2月 号	10,000	228,360	216,942
県政報告ふれあい 通信Vol. 32 2月 号	18,000	326,700	310,365

(7) 議員5名の事務所費

ア 鎌田守恭議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成26年4月1日、賃貸借の対象を1階の一部及び3階の1室の一部とし、賃料は1階の一部が月額45,500円、3階の1室の一部が月額64,000円とするものであり、使用目的については、「県議会議員としての政策事務所としてのみ使用し、その他の目的には一切使用してはならない。」と規定されている。

また、光熱水費について、契約日を平成26年4月1日、料金の負担割合を1階が3分の1、3階が2分の1とする内容の契約が締結されている。

議員からは、「当該事務所に係る賃借料及び光熱水費については、政策事務所としての用に使用する部分、つまり、政策活動を行う事務所スペースとして使用する部分に係る金額を按分して算出している。」とする説明と併せて、賃借料及び光熱水費の全体支払額（政務活動費を充当していない部分を含むもの）の報告があった。また、賃料についても近隣の価格と比較しても適正であると説明があった。

イ 谷久浩一議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成25年3月18日、賃料を月額65,000円とするものであった。

議員からは、「土庄町にも自己の会社の中に事務所があり、政務活動費に家賃を計上している当該事務所（所在 高松市）は、専ら政務活動を行うためのものであるため、事務所に係る経費は按分せず、政務活動費として計上している。」とする説明があった。

ウ 辻村修議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成31年3月31日、賃料を月額150,000円とするものであり、使用目的については、「政務活動に係る事務所として使用するものとする。」と規定されている。

議員からは、「当該事務所は、政務活動用事務室及び書類等の倉庫として賃借したもので、金額については近隣の相場からも適正であると考えている。」とする説明があった。

エ 西川昭吾議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成29年4月1日、賃料を月額200,000円

とするものであり、使用目的については、「事務所店舗の目的にのみ使用するものとする。」と規定されている。

議員からは、「当該事務所には補助職員を配置し、事務所であることの看板も設置しており、政務活動及び後援会活動等に使用している。近隣の相場に比べても安価であり適正なものと考えている。」とする説明があった。

#### オ 宮本欣貞議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成27年4月1日、賃料を月額100,000円とするものであり、使用目的については、政務活動を行うために賃貸したものであり、実態として政務活動用務のために使用していることから、家賃については、全額政務活動費に計上している。

議員からは、「当該事務所は、政務活動を行うために賃借したものであり、実態として政務活動用務のために使用していることから、家賃については、全額政務活動費に計上している。」と説明があった。

#### (8) 議員2名の書籍購入費

石川豊議員及び山本直樹議員に係る、監査請求人が、政務活動との関連がないとする書籍購入費について、領収書の写しの提出があった。

なお、石川豊議員及び山本直樹議員に係る書籍購入費については、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

#### (9) 綾田福雄議員の切手購入費

切手の購入目的、使用実績等、送付した物の現物の提出及び領収書の写しの提出並びに議員の庶務担当からの説明があった。

これによると、切手は県政報告を封書にて高松市内の有権者へ送付するために1,100枚購入したもので、全て発送のために使用したとする説明があった。

#### (10) 佐伯明浩議員の高速道路代

領収書の写しの提出及び議員本人の説明の報告があった。

議員からは、「ETCの記録は支払証明書だけではなく、領収書を領収書等添付票に貼付し、すべて公開されている。」とする説明があった。

#### (11) 谷久浩一議員の研修費、印刷費及び事務費

##### ア 研修費

領収書の写しの提出があった。

これによると、喜代美山荘花樹海を名義人とする令和2年7月16日付け領収金額10,000円の領収書があったものである。

なお、当該研修費については、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

##### イ 印刷費

広報誌の現物、領収書の写しの提出及び議員本人の説明の報告があった。

これによると、県政報告だより制作費であり、作成部数7,000部、作成費用184,800円で小豆郡内に配布したとする説明があった。

なお、当該印刷費の一部については、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出され、

政務活動費を充てた支出から除かれている。

#### ウ 事務費

領収書の写しの提出及び議員本人の説明の報告があった。

これによると、Evernoteというサーバ上にテキスト・画像・PDFなどのデジタルデータを保存することができるサービスの年会費5,200円の支出であり、2020年11月14日に支出したものである。

この支払について、令和2年度政務活動費収支報告書等閲覧資料公開に際し、個人情報等秘匿のための黒塗りを行った折、誤って必要な箇所(201114 EVERNOTE 5,200円)まで黒塗りしてしまい、そのまま閲覧資料とされてしまったものである。修正して閲覧資料とするとともに、按分が必要であると判明したことから、政務活動費の充当を2分の1に修正するとする説明があった。

#### (12) 松岡里佳議員の令和元年度の人件費

雇用契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明があった。

これによると、人件費全額を政務活動費で支出している。雇用契約書において業務内容を政務活動に係る事務とすることが記載されており、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないことを確認した。

議員からは、「被雇用者の業務の内容は、政務活動費収支報告のための書類のとりまとめであり、その対価としての支払である。個人との契約であることから、雇用契約書を締結したが、実態は毎月払いの雇用契約ではなく、短期的なアルバイト雇用であり、支払いも業務終了後に一括払することで双方合意していた。令和元年度は、依頼したのが初めてということもあり、全ての収支が揃った令和2年4月から作業を行ったことから、支払いも作業完了時の令和2年5月7日となった。収支報告は支払日が基準になることから、令和2年度に計上したものである。領収書等添付票に1か月8,000円と記載しているのは、1か月分の書類を整理する事務に対して8,000円を支払うという意味であり、よって、令和元年度分8,000円×11か月と記載しているのは、対象となる書類のうち令和元年度分については、8,000円を支払う対象月が11月分あったという意味である。令和2年度分については、要領も分かり年度末までに作業が終わったので3月31日に支払ったことから、令和2年度に計上したものであり、実態に即した支出となっている。」とする説明があった。

#### (13) 山本悟史議員の講師料

勉強会の具体的内容及び講師代の領収書の写しの提出並びに議員本人の説明があった。

これによると、勉強会はキャリアデザイン勉強会で令和2年8月14日午後5時にS o N i c eにおいて、キャリアデザインの専門家である高松短期大学兼任講師木村美香氏の講義を聞いた上で、インターン生自身が自己分析を行い、さらには今後のキャリアについて考えることで、少子高齢化が進む日本社会にどう向き合っていくのかを考察が目的として、インターン生を含む10人以上の出席者のもと開催されたものであった。

勉強会は豊島事件に関する現地勉強会で令和2年9月25日午前10時に豊島産業廃棄物不法投棄現場他において、当事者でもある石井元県議から直接話を聞くことで、豊島事件の歴史と教訓を学び、さらには瀬戸内国際芸術祭の会場等も訪れることによって、豊島と香川県の未来も考察することを目的として、インターン生を含む5人の出席者のもと開催されたものであった。

勉強会は通信制高校の現状に関する内容で、令和3年3月1日午前10時に国民民主党香川県連に

において、自分たちとは異なる選択をした高校生の話を聞くことで、知見を広げることはもちろん、勉強する意味や再挑戦が可能な社会の必要性について考察することを目的として、インターン生を含む5人の出席者のもと開催されたものであった。

勉強会は10年目を迎える被災地支援に関する内容で、令和3年3月4日午後に香川県庁災害対策本部室において、東日本大震災10年を迎え、民間団体として今なお被災地支援を続けているNPO法人東北ボランティア有志の会の活動を聞くことで、あらためて本件における防災・減災の必要性を考察することを目的として、インターン生を含む10人以上の出席者のもと開催されたものであった。

議員からは、「研修費については、「議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む）に要する経費」（政務活動費マニュアル）に該当するという認識の下、NPO法人ドットジェイピーから紹介されたインターン生（主に香川大生）を対象に、山本が主催し、政務活動費から支出したものです。私は、4年前から香川県議会でただ一人インターン生を受入れ続けていますが、これは、自分たちが暮らす香川県の現状や課題を認識し、自分事として香川県あるいは出身地の未来を考える若者を増やすことは、当然、香川県のためになると考えており、香川県議会議員としての責務であるとも考えているからです。なお、支出先には、支出時の研修だけでなく、年間を通してインターン生へのフォローをお願いしており、実際に対応いただいています。また、研修内容については、従来から議会質問等も行っています。」とする説明があった。

#### (14) 岡野朱里子議員の研修費

参加した研修や会費に係る具体的内容、領収書の写しの提出及び議員本人の説明の報告があった。

これによると、当該支出金額は、日創研香川経営研究会及びスモールサンの会に対する支出である。

議員からは、「日創研香川経営研究会は、中小企業の活性化のための人材育成の各種研修などを行う株式会社日本創造教育研究所の香川支部であり、中小企業の成長発展のための研修会、セミナー、勉強会等を行っている。スモールサンの会は、中小企業サポートネットワークの略称であり、主宰は立教大学名誉教授山口義行、事務所は東京都豊島区東池袋である。高松ではメンバーで毎月事業承継や社員教育、障害者雇用や女性活躍などの勉強会を行っている。中小企業支援を重視しており、地域の中小企業の発展及び県の産業振興のための調査研究は重要であることから、これらの団体の勉強会に参加することで、コロナ禍での経営の難しさなどを聞いたり、その対策等を検討したり、また、各種社会福祉法人について意見交換ができることから、政策に反映させる足がかりにしている。」とする説明があった。

日創研香川経営研究会の年会費支出の目的や理由は、県内中小企業振興のための施策を検討するにあたり、全国も含めた最新の知見を得るためとする説明があった。

スモールサンの会への支出は、スモールサンの会員限定の定期勉強会の参加費である。中小企業振興について情報を収集するため参加した。参加した研修会はスモサンWebinar等であり内容は、5月1日（金）「雇用調整助成金」、5月15日（金）「持続化給付金」、6月2日（火）「新型コロナ対策 これから経営者が取り組むべきこと～資金対策と管理会計～」、6月9日（火）「緊急雇用安定助成金」、6月16日（火）「コロナ禍における事業計画の見直し～事業計画と人材の活用はマッチングしているか～」、6月23日（火）「働き方改革推進支援助

成金（テレワークコース）」、6月25日（木）「従業員のメンタルケアでコロナ離職を防ぐ～メンタルヘルス対策助成金～」、7月29日（水）「家賃支援給付金」、2月11日～12日スモールサン全国研修会2020であった。また、年会費支出の目的や理由は、県内中小企業振興のための施策を検討するにあたり、全国も含めた最新の知見を得るためであると説明があった。

### 3 監査委員の判断

#### (1) 監査の視点

政務活動費の制度は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化する等のため、平成12年の地方自治法改正により政務調査費として制度化されたものであり、平成24年の地方自治法改正により、名称及び交付目的が改められ、透明性の確保に努めつつ使途について拡大できるようにされたものである。

改正された地方自治法では、政務活動費の交付の対象や額、交付の方法に加え、充当できる経費の範囲についても、条例で定めなければならないこととされており、これを受けて、香川県では平成24年12月に香川県議会政務調査費交付条例を改正し、題名も香川県議会政務活動費交付条例に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲について定め、対象経費とその内容を別表に掲げている。

もとより、議員の職責は広範なものであり、これに応じた政務活動も広範にわたるものであるから、その外縁を明確に定義することは困難である。また、議員の特定の活動が、政務活動と政治活動の性質を併せもつ場合があることも否定できない。

そこで、香川県議会では、平成25年3月に香川県議会改革検討委員会において、政務活動費の使途基準の具体的内容や考え方などを明らかにした政務活動費マニュアルを作成し、その後、平成29年2月に一部改正している。この政務活動費マニュアルは、全国都道府県議会議長会が示した考え方を参考に決定されたものであり、全国共通の標準的な基準に沿うものであって、一定の合理性を有するものと考えられる。

もちろん、政務活動費マニュアルは、法規範性を有するものではなく、同マニュアルに適合しないことをもって直ちに不適正な支出であると即断することはできない。

しかしながら、政務活動費マニュアルは、全ての会派の議員によって構成された香川県議会改革検討委員会でまとめられたものであって、「平成25年4月から交付される政務活動費について、その使途基準や手続き等の実務を定めたマニュアルの検討を行い、決定した。」とされており、各議員にとっても政務活動費を充当して支出できる経費の判断基準となっている。

このように、政務活動費マニュアルは、政務活動費交付条例で定めるところの政務活動費を充てることができる経費の範囲の具体的内容を推知させるものであって、使途基準への適合性判断に当たって参考にされるべきものであると解される。

その一方で、高松地方裁判所で係争中であった平成25年度分の政務活動費に関する住民訴訟において、政務活動費から各種団体会費や会合参加費を支出していたことが違法と判断され、議員に対して総額約973万円の返還を命じる判決があった。

また、平成30年7月から令和2年3月までの間、議員が自らの選挙区内において、祭りや地域イベントなどの会合等に参加する際、参加費を政務活動費から支出していたことが、公職選挙法違反にあたるとして告発があった件について、本年3月、高松地方検察庁は嫌疑不十分として不起訴処分とした。

このようななか、県議会では政務活動費マニュアルの見直し方針を打ち出し、本年2月に「



政務活動費に関する特別委員会」を設置し、見直しに向けた取組を進めているところである。

このように、政務活動費に関しては、様々な動きがあることは承知しているが、監査委員としては、政務活動費の個々の具体的な支出が条例で定める経費に該当するか否かの判断に当たっては、議員が支出の際に根拠とした政務活動費交付条例や政務活動費マニュアル、政務活動費に関する判例等に照らし合わせて、総合的に判断することとなる。

議員の政務活動は多岐にわたり、議員が十分に役割を果たすためには、自主性、自律性が尊重されなければならないことから、個々の経費の支出については議員の裁量的判断に委ねられている。一方で、知事は、財務会計行為の適正を確保し、適正を欠く場合は是正する等の責務を有しており、政務活動費についても公金である以上、政務活動費の支出に、関係法規に照らして明らかに違法又は不当と認められるものが存する場合には、返還を求めるなどの措置を講ずる必要がある。

監査委員は、地方自治法、政務活動費交付条例、政務活動費交付規程及び政務活動費マニュアルによるほか、以上のような視点に立って監査を行い、請求人から政務活動費の違法又は不当な支出として示されたものについて、次のとおり判断する。

## (2) 個々の監査対象についての判断

### ア 議員23名の自動車リース料

#### (ア) 政務活動費を自動車リース料に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務費として「議員が行う活動に係る事務に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、事務費の具体的な支出費目の一つとして、「リース料」を掲げ、自動車リース料について年間60万円を上限にリース料の2分の1以内を、1台分のみ充当することを可能としている。

したがって、自動車リース料に政務活動費を充当すること自体は違法又は不当なものではない。

#### (イ) 自動車リース料の支出の適否

請求人は、自動車のリース料については、これまでも必要以上に高級な車両をリースして多額のリース料を政務活動費から支出していることに対する批判や、「リース期間終了後または途中で、有償、無償に関わらず所有権移転しない場合に限る」としている規定の実効性への疑問が呈されてきたところであると、主張している。

確かに、政務活動費マニュアルによると、自動車リース料については、リース期間終了後又は途中で、有償、無償に関わらず、所有権移転しない場合に限るとされている。

この点について、監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている23名に係る自動車リース料に関して、契約書、約款等の写しの提出及び自動車の所有権を移転しないことについての説明を求め、調査を行った。

その結果、8名の議員が契約書の条文や再リース申込書等で契約期間終了後、自動車を返還するとされていることになっていた。また、4名の議員がクローズドエンド契約（契約満了に伴いリース会社が自動車を引揚げるもの）となっており、1名の議員はレンタカーであった。残る10名の議員は、オープンエンド契約（契約満了時に残価を支払って自動車を買い取ることができるもの）となっているか、文書での返還に関する規定等を確認す

ることができなかつたため、議長を通じて再確認したところ、8名からリース期間終了後または途中で有償、無償に関わらず、所有権を取得しない旨の書面が提出され、2名から自動車を返還したとの書面が提出された。

こうしたことから、リース料の支出対象となっている自動車は、所有権移転しないものであり、政務活動費マニュアルに違反していないと考えられることから、当該リース料の支出は違法又は不当なものであるとはいえない。

#### イ 会派共同政務活動費

##### (ア) 政務活動費を会派共同政務活動費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が、また、研修費として「議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が定められており、共同で実施するものを含むことが明記されている。その意味について、政務活動費マニュアルでは、議員と会派等が想定されるとし、政務活動費を会派共同調査費や議員連盟会費等に充当することを認めている。

##### (イ) 会派共同政務活動費の支出に係る報告の要否

請求人は、政務活動費を充てた会派共同政務活動費に係る政務活動の中身については、支出内容・調査内容ともに不明であると主張するが、政務活動費交付条例では、政務活動費に係る収入及び支出の報告書に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類の写しを添えて議長に提出すれば足り、政務活動費による支出の支出先である会派等が領収書等の写しを添えて収支報告をしなければならないという定めはなく、会派等からの報告がなくても不当であるとはいえない。

もっとも、自由民主党香川県政会共同政務活動費の会費は年額約5万3千円から約22万4千円、自由民主党議員会共同政務活動費の会費は年額48万円に及ぶのに、各議員の収支報告書に領収書が添付されて明確になるのは、その会費の支払のみであり、それがその後具体的にどのような用途に支出されたのかについては明らかにされないものであって、政務活動費の用途の透明性をも目的とする法の趣旨に照らして必ずしも十分とはいえない難い面もあるものの（例えば、議員がこれらの会費に係るものとは別に調査研究活動を行った場合にはその支出に関する領収書等が添付されて用途が明確になるのに、同じ議員がこれらの会費に基づいて同様の調査研究活動を行った場合にはそれらの支出が明らかにならない。）、仙台高裁平成22年（行コ）第20号平成23年9月30日判決や、高松地裁平成27年（行ウ）第11号令和3年4月20日判決を参考にすれば、用途基準に合致しないとまではいえない。

##### (ウ) 会派共同政務活動費の支出の適否

地方公共団体の政務調査費に係る条例に関するものではあるが、最高裁平成20年（行ヒ）第386号平成21年12月17日判決を参考にすれば、政務活動費は、議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるため、執行機関と議員又は会派との抑制と均衡の理念に鑑み、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務活動費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防

止する観点から、政務活動費交付条例は、政務活動費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。

また、「政務調査費の返還請求を求める側においては、各会派又は各議員の提出した収支報告書のほかに自らが収集した資料をもって、個別具体的な支出が用途基準に適合しないことを主張立証するほかないものと解するのが相当である」（大阪高裁平成23年（行コ）第96号平成24年1月31日判決）とされていることも参考にすれば、本件請求において、請求人は、会派への政務活動費の支出については、会派が支出した用途が領収書類等からは明らかにされない場合、実際の用途が不明であるから適法な政務活動費の支出と認められないと主張するが、支出の違法性、不当性について確たる証拠を示したものとはいえない。

さらに、高松地裁平成27年（行ウ）第11号令和3年4月20日判決を参考にすれば、調査研究費のうちの会費の具体例として、会派共同調査費を挙げているのも、会派が、議員ら自らが会費を出捐した上で議会活動の基礎となる調査研究を行う目的の団体として組織され、各議員ら自身はその活動を行うものとして運営しているのが通常であることによると考えられ、そうすると、会派の活動目的及び内容は、県政に資する議員の調査研究活動に沿うものであると強く推認されるものである。

したがって、原告において、当該会派の活動目的や活動内容がおよそ県政との間に関連性を有するものではない等の特段の事情を具体的に立証しない限り、議員の会派に対する会費の支払に政務活動費を充当することが本件用途基準に反して違法であるとは認められないと判示されている。

これらを総合的に判断すると、会派共同政務活動費の支出は、政務活動費交付条例で定める手続を経ているものであって、請求人においては、政務活動費に係る個別具体的な支出が用途基準に適合しないことを明示しておらず、既に述べたとおり政務活動費の用途制限違反が明らかにかがわれるとまではいえない。

よって、会派共同政務活動費の支出は、違法又は不当であるとまではいえない。

#### ウ 議員7名の交通費、宿泊費及び研修会参加費

(ア) 政務活動費を政務活動に伴う交通費、宿泊費及び研修会参加費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が、研修費として「団体等が実施する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費」が、要請陳情費として「議員が行う要請又は陳情の活動に要する経費」が、事務費として「議員が行う活動に係る事務に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、調査研究費、研修費及び要請陳情費、事務費に係る具体的な支出費目として、「交通費」、「宿泊費」、「会費」及び「消耗品費」を掲げている。

したがって、視察や研修、要請・陳情活動に要した旅費等について、調査研究費や研修費、要請陳情費、事務費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な

支出であるとはいえない。

(イ) 交通費、宿泊費及び研修会参加費の支出の適否

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている議員7名に係る現地調査等についての視察目的や具体的内容等の説明について、資料の提出及び説明を求め、調査を行った。

その結果、前述2の(3)の表に掲げる番号1、番号2、番号4、番号7、番号8、番号9、番号10、番号11、番号12、番号18、番号19、番号20、番号21、番号22、番号23、番号24、番号25、番号26、番号28、番号29については、県の交通行政、農業振興、労働行政、コロナ対策、財政計画、地域活性化、畜産振興等に関係するものであり、番号3、番号5、番号6、番号13、番号14、番号15、番号16、番号17、番号27、番号30については、県の予算獲得や県政の課題解決のための中央省庁や県選出国會議員等に対する要望陳情活動であった。

また、岡野朱里子議員の東京都宿泊の件については、10月21日は訪問先に近いことと新型コロナウイルス感染症への対策が徹底されていたことから当該ホテルに宿泊することとし、22日はこれらに加え、要望陳情とこれに伴う意見交換が夜までかかることが見込まれていたため、交通の便宜及びホテルに戻る際の安全確保も考慮して当該ホテルに宿泊することとしたものであり、これらに要した実費であるとの回答があったことから、政務活動費マニュアルに違反しているとは認められない。

なお、当該宿泊費用については、政務活動費マニュアルに違反するものではないと考えているが、香川県議會議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例第3条別表で定められた甲地方での宿泊費が14,800円となっていることを考慮し、当該金額を超過した部分については、政務活動費から除くこととし、修正したとの報告があった。

請求人は、詳しい視察や調査内容の説明がないことから、適法な政務活動費の支出とは認められないと主張するが、前述のとおり、これらの視察等は、議員が行う調査研究や研修に資するものであり、また、議員が行う要請又は陳情の活動に該当するものであることから、当該視察等に係る交通費、宿泊費及び研修会参加費については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

エ 議員17名の燃料費

(ア) 政務活動費を政務活動に伴う自家用車の燃料費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」、広聴広報費として「議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、調査研究費及び広聴広報費の具体的な支出費目の一つとして「交通費」を掲げ、その内容には、自家用車を使用した際の燃料費の支出も含まれている。

したがって、自家用車を使用した際の燃料費について、政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 燃料費の支出の適否

政務活動費マニュアルにおいて、燃料費への政務活動費の充当方法として、年間を通じて購入金額で積算する場合と、走行距離で積算する場合を選択することになっており、後者の場合は、1 km当たり37円を燃料費に充当することができるが、政務活動費走行台帳に政務活動に伴う走行距離の記載が必要と明記され、参考様式が示されている。

本件住民監査請求の対象とされている議員17名については、全員、走行距離で積算する場合を選択のうえ燃料費に政務活動費を充当しており、監査委員は、議長に対し、当該議員17名に係る自家用車燃料費について、政務活動費走行台帳の写しの提出を求め、記載内容の調査を行った。

その結果、当該議員全員から月毎の走行台帳が提出され、マニュアルの記載例ほど詳細ではない書き方をしている議員が散見されたものの、全ての走行台帳に使用日、行先、走行距離、燃料費等が記載されていることが確認された。

請求人は、走行台帳が公開されておらず、目的や行先が不明である以上、2分の1は政務活動費として認められない旨を主張するが、条例等で走行台帳の公開は規定されておらず、また、各議員は、政務活動費マニュアルに沿って走行台帳に走行距離を記載しており、その積算金額も支払証明書の金額と一致することから、本件は違法又は不当な支出であるとはいえない。

#### オ 議員34名の人件費

##### (ア) 政務活動補助職員の人件費

###### a 政務活動費を政務活動補助職員の人件費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、人件費として「議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、人件費の内容として、政務活動補助職員に対する給与、手当、社会保険料、賃金等を掲げている。

したがって、政務活動補助職員に対する給与等の人件費について、政務活動費を充当すること自体は違法又は不当なものではない。

###### b 政務活動補助職員の人件費の支出の適否

###### (a) 人件費の支出先(被雇用者)

政務活動費マニュアルにおいて、政務活動補助職員の人件費への政務活動費の充当については、生計を一にする親族(配偶者、親、子供、兄弟等)を雇用した場合は不可としている。また、雇用関係を明らかにするために雇用契約書が必要であるとしている。

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている議員34名に係る政務活動補助職員の人件費について、黒塗りされていない領収書の写し及び雇用契約書の写しの提出並びに被雇用者が生計を一にする親族に該当しないことについての説明を求め、調査を行った。

その結果、議員全員が、政務活動補助職員との間で雇用契約を締結しており、雇用契約書に記載されている被雇用者と領収書における領収者の名前が一致していることが確認された。なお、白川和幸議員の4月分及び5月分の人件費については、職員を派遣していた人材派遣会社に支出していたことが確認された。また、議長からは、各

議員から収支報告書の提出があった際に、生計を一にする親族は雇用していないことを確認している旨の説明があった。さらに、議員と被雇用者の住所が同一である事案が1件あったが、該当議員からは、同一の住居表示に複数の住宅が存在しており、被雇用者は親族ではない旨の説明があり、住居表示が同一である事実は住宅地図により確認された。

請求人は、支出先が黒塗りのため、親族等への支出でないかどうかを確認できず適法な支出と認められないと主張するが、以上により、全議員とも、被雇用者は生計を一にする親族に該当するとは認められず、雇用契約も締結しており、政務活動費マニュアルの用途基準に沿ったものといえる。

(b) 政務活動費での負担割合を2分の1以内としている議員の支出

22名の議員（綾田福雄議員、石川豊議員、氏家孝志議員、尾崎道広議員、香川芳文議員、木村篤史議員、斉藤勝範議員、佐伯明浩議員、白川和幸議員、十河直議員、高木英一議員、高田良徳議員、辻村修議員、西川昭吾議員、花崎光弘議員、平木享議員、松原哲也議員、松本公継議員、三野康祐議員、森裕行議員、山田正芳議員、山本直樹議員）に係る人件費並びに樫昭二議員の2名分の人件費に係る部分並びに黒島啓議員並びに松岡里佳議員の各1名分の人件費に係る部分については、政務活動費での負担割合を2分の1としている。

請求人は、勤務実態を証明するものがなく不明であることから全額適法な支出と認められないと主張するが、政務活動費マニュアルによると、人件費について、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする。」と明記されており、この場合、その実績を証明することまでは求めていない。

したがって、当該議員に係る人件費については、違法又は不当な支出であるとはいえない。

(c) 政務活動費での負担割合を2分の1超としている議員の支出

7名の議員（大山一郎議員、岡野朱里子議員、鎌田守恭議員、五所野尾恭一議員、竹本敏信議員、米田晴彦議員、宮本欣貞議員）に係る人件費並びに黒島啓議員並びに松岡里佳議員の各1名分の人件費に係る部分については、全額に政務活動費を充当し、有福哲二議員に係る人件費については同負担割合を10分の9にしている。また、秋山時貞議員及び樫昭二議員は、1名分の人件費について按分した上、それぞれ政務活動費を2分の1ずつ充当している。

政務活動費マニュアルによると、人件費について、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする。ただし、実績の証明ができる場合は、この限りでない。」と明記されている。

このため、監査委員は、議長に対し、当該12名の議員について、それぞれその負担割合とすることについての実績の証明を求めたところ、秋山時貞議員及び樫昭二議員については、雇用契約書において業務内容を政務活動の補助事務に限定しておらず、政務活動の補助事務以外の業務にも従事しているが、政務活動の補助事務に従事した時間をすべて記録した上で、その実績に基づいて給与額を算定しているとの説明があり、提出された人件費の支出整理簿の写しにより実績に基づいて政務活動に係る給与を支払っていることが確認できた。

また、全額を充当している議員のうち秋山時貞議員及び樫昭二議員を除く9名の議員については、提出された雇用契約書の写しにおいて確認したところ、業務内容として政務活動の補助事務である旨が記載されていた。加えて、議長を通じて確認したところ、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないとの説明があった。さらに、有福哲二議員は、政務活動補助事務のみとして雇用しており、政務活動費での負担割合を10分の10とすべきところだが、政務活動以外の業務に突発的に従事することも想定されるので、その割合を、時間換算により1割程度と見込み、その割合を除いた率としている旨の説明があり、提出された有福哲二議員の雇用契約書の写しには、業務内容として政務活動の補助事務以外のものは記載されていないことを確認した。

これらの説明は、政務活動の実績を証明するものとして必ずしも十分とはいえないものの、議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かであることから、政務活動費の充当率の判断については、議員の裁量を尊重すべきであることに鑑みると、各議員の雇用契約において、業務内容を政務活動に係る事務とすることが契約書に明記されている以上、明らかに使途基準に違反しているとはいえず、当該議員に係る人件費については、違法又は不当な支出とまではいえない。

(イ) 人件費に係る領収書の黒塗りの可否

政務活動費交付条例第11条第3項では、収支報告書等に記載されている情報のうち、香川県議会情報公開条例（平成12年香川県条例第79号）第7条の非公開情報を除き、これを閲覧に供するものとされている。これを受け、政務活動費収支報告書添付の領収証写し等については、香川県議会情報公開条例に基づく非公開情報をマスキングの上、閲覧に供している。

請求人は、人件費の支払先が非公開とされることにより、近親者や勤務実態のない支援者、関係者などに政務活動費が支払われたり、支払ったことにされている違法なケースが少なからずあることが推認されると主張し、人件費の支払先の黒塗りの廃止を議会に求めるよう監査委員に求めているが、情報公開の範囲と、個別の政務活動費の支出に関する違法又は不当の判断とは別個の問題であって、情報をどこまで公開するかについては、住民監査請求において監査委員が判断する事項ではない。

カ 議員30名の広報費

(ア) 政務活動費を広報費に充当することの可否

- a 政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、広聴広報費として「議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費」が明記されている。

議員の広報誌作成・印刷費等についても、広聴広報費のうちの広報費であり、政務活動費をその経費に充当すること自体は許容されている。

- b 名古屋高裁平成23年（行コ）第35号平成25年1月31日判決、奈良地裁平成25年（行ウ）第15号平成26年11月27日判決その他の判決を参考にすると、議員の広報活動は、選挙民を主たる対象として、その時々を政治的、行政的課題についての自己の見解や活動内容

を明らかにし、逆に選挙民等から示された反応や意見をその後の活動に反映させることにより、自分に対する支持や理解を取り付けることが主たる内容となるものである。そのため、議員の広報活動は、政治活動、後援活動としての性格を併有する場合もあり、支持者の拡大を図るという機能を有する面もあることは否定し難い。

しかしながら、現代における政治的、行政的課題の相当部分は、最終的には主権者である有権者が示した意向に沿って取り組まれるべきものである上、その前提として有権者に対して様々な情報が提供され、適切な判断が形成される必要があることもいうまでもないから、議員の行う広報活動も、このような相互作用が全く期待できないようなものでない限り、議員の有する広範な職責を果たすために有益な政務活動に当たり、そのための費用は、政務活動費の本来の趣旨・目的に沿った支出でないとはいえない。

したがって、専ら選挙活動や政党活動、後援会活動の経費として支出したとみるべき特段の事情がない限り、支出された広報費は、使途基準に反するものとはいえないと解するのが相当である。

#### (イ) 各議員の広報費の支出の適否

政務活動費マニュアルにおいて、広報の対象事項としている「県政に関する政策等」には議員の政策・理念、国政の課題などを含むとしている。また、政務活動費の充当について、実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とするが、実績の証明ができる場合は、この限りでないとし、県政報告など政務活動の内容しか掲載していない場合は按分せずに充当できるとしている。

監査委員は、議長に対し、議員30名に係る広聴広報費で支出している広報誌、県政レポートの現物の提出を求め、その内容を確認したところ、これら広報誌等には、各議員の政治理念や県政に関する活動報告、県の施策や課題などの記事が掲載されており、政務活動費マニュアルで示されている「県政に関する政策等」とはいえないものであるとまで断定できるものは認められなかった。

また、請求人が按分により支出すべきであると主張する顔写真やプロフィール、大書した名前の掲載については、すべての広報誌等において、大なり小なり見受けられたが、議員が広報誌等により議会活動、県政に関する施策等について広報活動を行う場合に、当該広報活動の主体又は責任の所在を明らかにするため、相当な範囲で議員の氏名や顔写真等を掲載することは許されるものと解されるところ、これらが掲載されていることのみをもって、その部分は政党活動、後援会活動、宣伝活動に該当するという請求人の主張は採用できない。

したがって、議員30名の広報費について、政務活動費を全額又は一部充当していることについて、使途基準に反する違法又は不当な支出であるとまではいえない。

#### キ 議員5名の事務所費

##### (ア) 政務活動費を事務所費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることのできるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務所費として「議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」が明記されている。また、政務活動費マニュアルにおいて、これらの経費に係る具体的な支出費目として、「賃借料」及び「光熱水費等」を掲げている。



したがって、事務所の賃借料や光熱水費等について政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 事務所費の支出の適否

政務活動費マニュアルによると、事務所の賃借料、光熱水費、維持管理費について、政務活動に使用している実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とし、実績の証明ができる場合はこの限りでないとされている。また、自己又は生計を一にする親族が所有する不動産の賃借料については、政務活動費は支出できないとされているが、議会事務局から、この点については、収支報告書等提出時に確認しているとの説明があった。

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている鎌田守恭議員、谷久浩一議員、辻村修議員、西川昭吾議員及び宮本欣貞議員に係る事務所費について、賃貸借契約書の写しの提出及び政務活動費の負担割合が2分の1を超える場合はその実績の証明等についての説明を求め、調査を行った。

a 鎌田守恭議員の事務所費

鎌田守恭議員からは、事務所の賃借料及び光熱水費について、1階部分は後援会と管理会社で併用しており3分の1を政務活動費で充て、3階の1部屋は後援会と併用しており2分の1を政務活動費で充てていると説明があり、このことについては、光熱水費に関する契約書において明記されており、報告された事務所経費の支出金額の全体額と政務活動費充当額の実績からも、政務活動費を充当した割合が説明どおりであることが確認できた。さらに、建物賃貸借契約書において、政務活動費を充当している部分の使用目的は、県議会議員としての政策事務所としてのみ使用し、その他の目的には一切使用してはならないと明記されている。

閲覧に供している領収書等添付票においては、按分している旨の記載がないことから、あたかも全額について政務活動費を充当しているように見えるが、実際には、あらかじめ政務活動を目的として使用する部分とそれ以外の部分に明確に区分して契約し、その結果、全体としては2分の1以内の充当となっていることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

また、鎌田守恭議員からは、賃料については近隣の価格と比較しても適正であるとの説明があった。賃料については近隣の取引価格や需給のバランスで決定されるものであり、政務活動費マニュアルにおいて上限が定められているわけでもなく、賃貸人と賃借人双方が合意して賃貸借契約を締結していることから、適正でないとまではいえない。

b 谷久浩一議員の事務所費

谷久浩一議員からは、事務所の賃借料の全額に政務活動費を充当していることについて、政務活動費を充当している事務所は専ら政務活動を行うためのものであり、それ以外の活動は地元である土庄町の事務所で行っているため按分していないとの説明があった。

同議員は、小豆郡を選挙区としているが、政務活動に使用する事務所は高松市に所在し、選挙区から離れた同事務所において政治活動や後援会活動が行われているとは考えにくいため、専ら政務活動を行うためのものであるという説明は一定の合理性がある。

以上のことから、同議員が、政務活動費を充てた事務所を政務活動以外の目的で使用

しているとはいい難く、事務所賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

c 辻村修議員の事務所費

辻村修議員からは、契約相手は親族の経営する法人で、政務活動用の事務室と書類等の倉庫を借りており、賃料については近隣の相場から適正な額であるとの説明があった。さらに、雇用契約書の政務活動補助職員の就業場所と建物賃借契約書の事務所の住所地番が異なっていることについて、一つの敷地内に地番が複数あるため異なった表示地番になっているもので、同じ建物であるとの説明があった。

請求人は、同議員の事務所費について、事務所の使用実態や支払先との関係、賃料の適正さについて疑問があると主張しているが、具体的な根拠を示しておらず、自らの見解を述べているに過ぎない。

事務所の使用実態については、雇用契約書の住所と建物賃借契約書の住所から、事務所において政務活動等に関連した事務が行われていると考えられる。また、賃料については近隣の取引価格や需給のバランスで決定されるものであり、政務活動費マニュアルにおいて上限が定められているわけでもなく、賃貸人と賃借人双方が合意して賃貸借契約を締結していることから、適正でないとはまではいえない。なお、賃料の支払先は、同議員の親族が代表を務める会社であるが、政務活動費マニュアルにおいて、自己又は親族が役員等を務める法人が所有する不動産の賃借料に政務活動費を充当できないとはされていない。

また、政務活動費マニュアルによると、事務所の賃借料について、実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とするとされており、同議員の事務所賃借料に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されていることから、使途基準に反するものとはいえず、当該賃借料の支出が違法又は不当なものであるとはいえない。

d 西川昭吾議員の事務所費

西川昭吾議員からは、事務所には雇用している補助職員を配置し、事務所であることの看板も設置した上で、政務活動及び後援会活動に使用しており、賃料についても近隣の相場に比べて安価で適正な額であるとの説明があった。

請求人は、同議員の事務所費について、事務所の使用実態や支払先との関係、賃料の適正さについて疑問があると主張しているが、具体的な根拠を示しておらず、自らの見解を述べているに過ぎない。

事務所の使用実態については、補助職員の雇用契約書の就業場所と事務所所在地は一致しており、事務所において政務活動等に関する事務が行われていると考えられる。また、賃料については、近隣の取引価格や需給のバランスで決定されるものであり、政務活動費マニュアルにおいて上限が定められているわけでもなく、賃貸人と賃借人双方が合意して賃貸借契約を締結していることから、適正でないとはまではいえない。

また、政務活動費マニュアルによると、事務所の賃借料について、実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とするとされており、同議員の事務所賃借料に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されていることから、使途基準に反するものとはいえず、当該賃借料の支出が違法又は不当なものであ

るとはいえない。

e 宮本欣貞議員の事務所費

宮本欣貞議員は事務所の賃借料の全額に政務活動費を充当しているが、このことについて、同議員から当該事務所は政務活動を行うために賃借したもので、実態として政務活動用だけに使用していることから全額を計上しているとの説明があり、事務所の賃貸借契約書においても使用目的として政務活動に係る事務所として使用すると明記されていることを確認した。

また、自宅を後援会事務所としていることから、政務活動費を充当している事務所が専ら政務活動に使用する事務所であるという同議員の説明は一定の合理性を有しているといえる。

以上のことから、同議員が、政務活動費を充てた事務所を政務活動以外の目的で使用しているとはいえず、事務所賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

ク 綾田福雄議員の切手の購入費

(ア) 政務活動費を切手の購入費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務費として「議員が行う活動に係る事務に要する経費」が明記されている。さらに、政務活動費マニュアルにおいては、事務費の具体的な支出費目である文書通信費の内容として切手、はがき、メール便等の郵送料が明記されている。

したがって、切手の購入費に政務活動費を充当すること自体は違法又は不当なものではない。

(イ) 切手の購入費の支出の適否

請求人は、綾田福雄議員の切手購入費について、3月30日に84円の切手を1,100枚購入していることは、平成22年に監査委員が指摘した「切手の購入等に要した経費については、県政調査、県政報告など政務活動のために使われ、これらの送付時期や送付数は社会通念上相当と認められる範囲内であること」に反すると主張している。

確かに、政務活動費マニュアルには、請求人の主張に加え、送付年月、送付物の内容、通数、送付先の概要等を領収書又は領収書等添付票に添え書きしておくこととされている。

監査委員は、議長に対し、綾田福雄議員の切手購入費について、購入した目的、送付した物があれば、その現物の提出、さらに政務活動のための経費であることについて説明を求め、調査を行った。

調査の結果、切手を購入した目的は、有権者に封書で県政報告を送付するためであり、切手は全て使用済みとの説明があった。

また、現物を確認したところ、内容は令和3年度の県予算が成立したことなど政務活動に関するものであり、また、4月から高齢者向けのワクチン接種が始まることなど時宜を得た記述もあり、送付時期や送付数は社会通念上相当と認められるものであるといえることから、切手の購入費については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

ケ 佐伯明浩議員の高速代

(ア) 政務活動費を高速代に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が明記されている。

したがって、調査研究費に政務活動費を充当すること自体は違法又は不当なものではない。

(イ) 調査研究費の支出の適否

請求人は、佐伯明浩議員の高速代について、現金で支払って領収書を入手したり、E T Cの記録をプリントアウトしたりして、客観的な証拠書類を提出すべきであり、現に他の議員はそのような方法を取っていると主張している。

監査委員は、議長に対し、佐伯明浩議員の高速代について、政務活動のためのものであることの説明を求め、調査を行った。

その結果、提出があった政務活動費走行台帳に、E T Cで高速道路を使用した日の金額が記録されており、さらにE T Cの記録は支払証明書だけではなく、領収書を領収書等添付票に貼付し、すべて公開されていることが認められた。また、これらの金額は支払証明書の金額と一致することから、当該高速代に関する請求人の主張は誤っており、採用することはできない。

コ 谷久浩一議員の印刷費

(ア) 政務活動費を広報費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、広聴広報費として「議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費」が明記されている。

議員の広報誌作成・印刷費等についても、広聴広報費のうちの広報費であり、政務活動費をその経費に充当すること自体は許容されている。

また、前述カで述べたとおり、専ら選挙活動や政党活動、後援会活動の経費として支出したとみるべき特段の事情がない限り、支出された広報費は、使途基準に反するものとはいえないと解するのが相当である。

(イ) 広報費の支出の適否

政務活動費マニュアルにおいて、広報の対象事項としている「県政に関する政策等」には議員の政策・理念、国政の課題などを含むとしている。また、政務活動費の充当について、実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とするが、実績の証明ができる場合は、この限りでないとし、県政報告など政務活動の内容しか掲載していない場合は按分せずに充当できるとしている。

監査委員は、議長に対し、谷久浩一議員が印刷会社に広聴広報費で支出している広報誌の現物の提出を求めるとともに、作成部数及び配布先等について内容を確認したところ、7,000部作成し配布先は全て小豆郡内とのことであった。また、広報誌の内容のうち、政務活動費を充当した部分については、有権者に議員の政務活動をお知らせするもので、県の施策や課題などの記事が掲載されており、政務活動費マニュアルで示されている「県政に関する政策等」とはいえないものであるとまで断定できるものは認められなかった。

したがって、谷久浩一議員の広報費について、政務活動費を充当していることについて、使途基準に反する違法又は不当な支出であるとはいえない。

サ 谷久浩一議員の事務費

請求人は、整理番号143は、全く金額や品名が記載されておらず、きちんと説明がされていない支出については、返還を求めるよう主張している。

監査委員は、議長に対し、谷久浩一議員の黒塗りになっている部分について説明を求めたところ、黒塗り部分は事務費であり、公開に際して、誤って黒塗りが不要な箇所まで黒塗りしてしまい、そのまま公開されてしまったものであったが既に修正し、修正分を公開しているとの報告があった。また、この事務費はサーバー上にファイルや画像、PDF等のデジタルデータを保存できるサービスの年会費とのことであり、按分が必要であると判明したため、政務活動費の充当を2分の1に修正すると谷久浩一議員から申し出があった。

(ア) 政務活動費を事務費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務費として「議員が行う活動に関する事務に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、事務費に係る具体的な支出として、文書通信費が掲げられており、「通信費を含めその他の事務費についても、現実の実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1にするという考え方もある」とされていることから、事務費に政務活動費を充当すること自体は、違法又は不当なものではない。

(イ) 事務費の支出の適否

政務活動費マニュアルの事務費には、文書通信費として、ホームページのプロバイダ利用料、インターネット接続料が挙げられているが、エバーノートはこれらと同様にインターネット上のサービスで、各種データ管理及び検索、スケジュール管理等をスマートフォンやタブレットから使用できるものであり、広範多岐にわたる議員活動においては有益なものであると考えられるうえ、議長から、文書通信費として分類して差し支えないとの説明があった。

したがって、谷久浩一議員の事務費について、政務活動費を2分の1充当することについては、違法又は不当な支出であるとはいえない。

シ 松岡里佳議員の人件費

(ア) 政務活動費を政務活動補助職員の人件費に充当することの可否

前述オで述べたとおり、政務活動補助職員に対する給与等の人件費について、政務活動費を充当すること自体は違法又は不当なものではない。

(イ) 政務活動補助職員の人件費の支出の適否

請求人は、松岡里佳議員の人件費について、令和2年度に令和元年度分として88,000円支出しており、たとえ支払ったのが令和2年度中だとしても、令和元年度の8か月分を令和2年度中の支出として計上することはできないと、主張している。

監査委員は、この点について議長に対し、説明を求めたところ、業務の内容は、政務活動費収支報告のための書類の取りまとめで、その対価としての支払いであり、個人との契約であることから、雇用契約書を締結したが、実態は毎月払いの雇用契約ではなく、短期的なアルバイト雇用であり、支払いも業務終了後に一括払することで双方合意していたと

の説明があった。

また、令和元年度は、依頼したのが初めてということもあり、全ての収支が揃った令和2年4月から作業に着手し、支払いは作業完了時の令和2年5月7日となったが、収支報告は支払日が基準になることから、令和2年度に計上したものであるとの説明があった。さらに、領収書等添付票に1か月8,000円と記載しているのは、1か月分の書類を整理する事務に対して8,000円を支払うという意味であり、よって、令和元年度分8,000円×11か月と記載しているのは、対象となる書類のうち令和元年度分については、8,000円を支払う対象月が11月あるという意味であった。

政務活動費を政務活動補助職員の人件費に充当できるのは、前述オで述べたとおりであり、また、政務活動費マニュアルでは、短期的アルバイト雇用の場合、「勤務実態があることが必要であり、雇用契約書を作成するなど、客観的に給与の支払いが証明できる書類がそろっていることが望ましい」としている。松岡里佳議員の人件費については、政務活動費マニュアルに示されているとおり、雇用契約書及び領収書が整備されていることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

#### ス 山本悟史議員の講師料

##### (ア) 政務活動費を議員が行う研修会の講師料に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、研修費として「(1) 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、研修費に係る具体的な支出費目の一つとして、「講師謝金（主催）」を掲げている。

したがって、議員が主催する研修会の講師料について、研修費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

##### (イ) 研修会に係る講師謝金の支出の適否

監査委員は、議長に対し、山本悟史議員に係る研修会の具体的な内容や、政務活動のためのものであることについて説明を求め、調査を行った。

調査の結果、研修会は令和2年8月から令和3年3月にかけて4回開催されており、内容は「キャリアデザイン勉強会」「豊島事件に関する現地勉強会」「通信制高校の現状について」「10年目を迎える被災地支援について」で、いずれも外部から招いた講師に対し各10万円の講師謝金を支出しているものであった。また、同議員からこれらの研修会は政務活動費マニュアルに該当するという認識の下、主に香川大生のインターン生を対象に議員本人が主催したものであり、香川県の現状や課題を認識し、自分事として香川県あるいは出身地の未来を考える若者を増やすことは、当然、香川県のためになると考えており、香川県議会議員としての責務であるとも考えている、研修内容については、従来から議会質問等も行っているとの説明があった。

請求人は、詳しい報告がなく、説明がなければ外形的には講師や団体に寄附をしたのと同じように見えること、また、講師料として10万円でなければならない説明がなく、余りにも高額であると主張しているが、講師謝金の上限が定められているわけでもないことから、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

## セ 岡野朱里子議員の研修費

### (ア) 政務活動費を研修費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、研修費として「団体等が実施する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、研修費に係る具体的な支出費目の一つとして、「研修参加費（参加）」及び「会費（主催・参加）」を掲げている。

したがって、議員の研修参加費及び会費について、研修費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

### (イ) 研修費の支出の適否

請求人は、岡野朱里子議員の研修費の支出先であるスモールサンゼミ及び日創研香川経営研究会は、政務活動費の支出先として適さないと主張している。

監査委員は、議長に対し、岡野朱里子議員に係る研修会の具体的な内容や、政務活動のためのものであることについて説明を求め、調査を行った。

調査の結果、スモールサンは、株式会社中小企業サポートネットワークの略称で、立教大学名誉教授山口義行氏が主宰しており、高松では毎月事業承継や社員教育、障害者雇用や女性活躍などの勉強会を開催しているものであった。また、スモールサンゼミと称して、経営者自身が積極的に運営に関わる勉強会が全国に組織されており、個別テーマでセミナーを行ったり、企業個別相談会なども実施している。また、日創研香川経営研究会は、中小企業の活性化のための人材育成の各種研修などを行う日本創造教育研究所の香川支部であり、中小企業の成長発展のための研修会、セミナー、勉強会等を行っている。また、同議員から、地域の中小企業の発展及び県の産業振興のための調査研究は重要であり、これらの勉強会に参加することで政策に反映させる足がかりにしているとの説明があった。

請求人は、同議員が個人の立場で参加しており、その場合は政務活動費からの支出は適さないことが、政務活動費マニュアルに記載されていると主張するが、同議員が県議会議員として発行している広報誌には上記2つの会員であることが記載されており、個人としてではなく、政務活動の一環としてこれらの会員となり、研修に参加していることが外形的にも明らかである。

以上のことから、同議員が、研修費について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

## 第6 議会に対する要望

政務活動費は、議会の審議能力の強化の趣旨から、自主性、自律性を尊重した運用が行われなければならない一方、公金の支出であることから、現在の社会通念を踏まえながら、その用途の適正を確保するため議員自らが厳正に取り組むことが求められる。

政務活動費に対しては、全国的に住民の厳しい目が注がれ、住民監査請求や住民訴訟が数多くなされていることに鑑みても、これまで以上に、県民の負託と信頼に応えるため、政務活動費の用途の適正な運用と透明性の確保に努めることが求められており、多くの都道府県等議会では、政務活動費の支出について運用指針の改正などの見直しが行われている。

本県においては、政務活動費について、平成27年度から今回含め、これまで8回の住民監査請求があり、うち1件は住民訴訟に至った結果、議員に対して総額約973万円を返還させるよう判決が

出された。

このような中、過去7回の住民監査請求の監査結果において、議会に対し、政務活動費のより適切な支出に向けた要望を述べたところであり、県議会においては、本年2月に「政務活動費に関する特別委員会」を設置し、政務活動費マニュアルの見直しに向けて、検討が進められているところである。

しかしながら、今回においても監査中に複数の議員から収支報告書等修正届が提出されたことは、誠に遺憾である。このため、次のような点について改善が図られるよう改めて強く要望するとともに、現在取り組んでいる政務活動費マニュアルの見直しを速やかに行い、政務活動費の執行が透明度の高いものとなるよう期待するものである。

#### 1 政務活動費に関する情報のホームページでの公開

近年、他自治体においても政務活動費に関する情報公開が進んでいることを踏まえ、県議会においても収支報告書、領収書など、各議員が毎年度提出している関係書類を県議会ホームページで公開するなど、県民に向けて政務活動費に関する情報の積極的な公開を進められたい。

#### 2 視察や要望など県外移動時の報告書の提出及び公開

視察、要望など県外移動に際しては報告等について明文の規定はないものの、住民監査請求において違法又は不当とする理由が、依然として支出の目的や内容、支出先等が不明であるとして、また、近年の他自治体の動向などを踏まえ、政務活動費を支出する視察、要望等については、目的、日程、視察又は要望先、相手方の職氏名、視察又は要望の内容等を記載した報告書を作成・提出することや、ホームページでの公開など、情報公開を推進されたい。

#### 3 宿泊費の上限額の設定

現在、実費とされている宿泊費については、近年の他自治体の動向などを踏まえ、1泊あたりの政務活動費が支出できる上限額を設定されたい。

#### 4 自動車リース契約の書類整備の徹底

自動車リースについては、リース期間終了後又は途中で、有償、無償に関わらず、所有権移転しない場合に限って政務活動費で支出できることとなっていることから、所有権移転を行わない契約を原則とするとともに、議員への所有権移転が可能な契約条項がある場合は、所有権移転を行わないことを書面等で明らかとするようリース契約に関する書類の整備を徹底されたい。

#### 5 会派からの収支報告の検討

議員から会派等への会費による支出については、支払を証明する領収書の写しを添付してその旨を報告すれば足りるとされているが、一方で、地方自治法では、会派に対しても政務活動費を交付できることになっており、仮に、会派に政務活動費が交付され、会派が直接支出した場合は、収支報告書等の提出が求められることから、それとの均衡にも配慮し、会派の収支報告書等の提出・公開について検討するなど、透明性の確保に努められたい。

#### 6 適正な運用と的確な審査

政務活動費交付条例においては、定められた期限内での収支報告書や領収書等の提出、収支に関する会計帳簿の調製や領収書等の整理及びこれらの保存が義務付けられていることから、議員はこれらを遵守されたい。

また、政務活動費マニュアル中、参考様式として示されている「政務活動費走行台帳」等については、記載例を参考に、より分かり易い記載に努めることが求められる。

さらに、議長は、政務活動費の支出にあたり、政務活動費交付条例、政務活動費交付規程及び



政務活動費マニュアルに定める使途基準に適合した支出が行われるよう審査に万全を期すよう努められたい。